令和６年度
環境生活農林水産常任委員会　説明資料
（所管事項説明）

Ⅰ　令和６年度　環境生活部の組織について　・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　令和６年度　当初予算（環境生活部関係）の概要について　・・・・・・　4

Ⅲ　主要施策

1　三重県環境基本計画に基づく環境施策の推進について　・・・・・・　14

2　私学教育の振興について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

3　文化・生涯学習の振興について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

4　人権施策の総合的な推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

5　誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進について　・・・　28

6　多文化共生社会づくりの推進について　・・・・・・・・・・・・・・・　34

7　県民の社会参画の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38

8　交通安全対策の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

9　安全で安心なまちづくりの推進について　・・・・・・・・・・・・・・　44

10　犯罪被害者等支援について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48

11　消費生活の安全確保について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52

12　脱炭素社会の実現について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　54

13　生活環境の保全について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56

14　循環型社会の構築について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　60

15　産業廃棄物の適正処理の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・　62

16　産業廃棄物の監視・指導状況について　・・・・・・・・・・・・・・・　64

別冊　事務事業概要

令和６年５月 23 日
環境生活部

Ⅰ　令和6年度　環境生活部の組織について

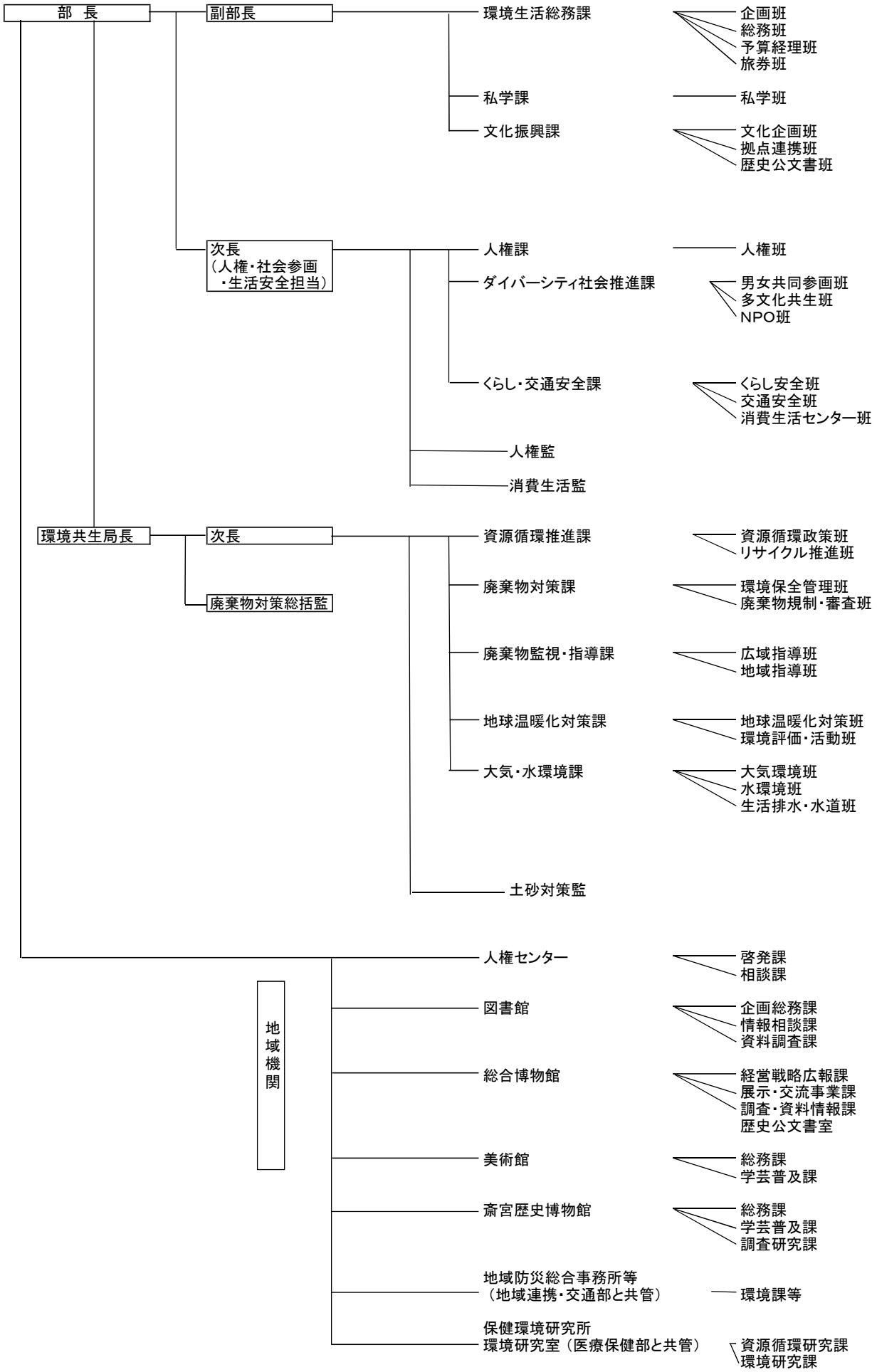

みえ元気プラン　政策体系一覧

網掛け：環境生活部が主担当部局の施策

政策体系一覧

四本の柱	政　策	施　策	
Ⅰ 安全・安心の確保	1 防災･減災、県土の強靭化	1-1	災害対応力の充実・強化
		1-2	地域防災力の向上
		1-3	災害に強い県土づくり
	2 医療・介護・健康	2-1	地域医療提供体制の確保
		2-2	感染症対策の推進
		2-3	介護の基盤整備と人材確保
		2-4	健康づくりの推進
	3 暮らしの安全	3-1	犯罪に強いまちづくり
		3-2	交通安全対策の推進
		3-3	消費生活の安全確保
		3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
	4 環境	4-1	脱炭素社会の実現
		4-2	循環型社会の構築
		4-3	自然環境の保全と活用
		4-4	生活環境の保全
Ⅱ 活力ある産業・地域づくり	5 観光・魅力発信	5-1	持続可能な観光地づくり
		5-2	戦略的な観光誘客
		5-3	三重の魅力発信
	6 農林水産業	6-1	農業の振興
		6-2	林業の振興と森林づくり
		6-3	水産業の振興
		6-4	農山漁村の振興
	7 産業振興	7-1	中小企業・小規模企業の振興
		7-2	ものづくり産業の振興
		7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進
		7-4	国際展開の推進
	8 人材の育成・確保	8-1	若者の就労支援・県内定着促進
		8-2	多様で柔軟な働き方の推進
	9 地域づくり	9-1	市町との連携による地域活性化
		9-2	移住の促進
		9-3	南部地域の活性化
		9-4	東紀州地域の活性化
	10 デジタル社会の推進	10-1	社会におけるＤＸの推進
		10-2	行政サービスのＤＸ推進
	11 交通・暮らしの基盤	11-1	道路・港湾整備の推進
		11-2	公共交通の確保・充実
		11-3	安全で快適な住まいまちづくり
		11-4	水の安定供給と土地の適正な利用

四本の柱	政　策	施　　策	
Ⅲ の共 実生 現社 会	12 人権・ダイバーシティ	12-1	人権が尊重される社会づくり
		12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進
		12-3	多文化共生の推進
	13 福祉	13-1	地域福祉の推進
		13-2	障がい者福祉の推進
Ⅳ 未 来 を 拓 く ひ と づ く り	14 教育	14-1	未来の礎となる力の育成
		14-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成
		14-3	特別支援教育の推進
		14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり
		14-5	誰もが安心して学べる教育の推進
		14-6	学びを支える教育環境の整備
	15 子ども	15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり
		15-2	幼児教育・保育の充実
		15-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進
		15-4	結婚・妊娠・出産の支援
	16 文化・スポーツ	16-1	文化と生涯学習の振興
		16-2	競技スポーツの推進
		16-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進

行政運営

1	総合計画の推進
2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進
3	持続可能な財政運営の推進
4	適正な会計事務の確保
5	広聴広報の充実
6	県庁ＤＸの推進
7	公共事業推進の支援

Ⅱ　令和６年度　当初予算（環境生活部関係）の概要について

１　予算調製にあたっての基本的な考え方

令和６年度当初予算は、部の使命である次の４つの方向性を柱として、県民の皆さんが未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域の実現をめざして、選択と集中により調製しました。

＜環境生活部の使命＞

・県民の皆さんとの連携による交通事故の防止、地域防犯力の向上、犯罪被害者等支援の推進に取り組み、くらしの安全・安心の実感を高めます。
・県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等にかかわらず、誰もが希望を持って挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めます。
・三重の持つ魅力や多様性を感じる、文化の薫り高い生活の中で、心の豊かさを育む取組を進めます。
・地球温暖化対策（緩和と適応）、大気・水環境の保全、廃棄物の３Ｒ＋Ｒと適正処理の推進を通じて、環境への負荷が少ない持続可能な社会をめざします。

このような考え方のもと、令和６年度当初予算においては、「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」「人権が尊重され、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会づくり」「文化と生涯学習の振興」「2050 年カーボンニュートラルの実現」「持続可能な循環型社会の構築」「『きれいで豊かな海』の実現と良好な生活環境の保全」について重点的に取り組みます。

（１）誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

県民の皆さんとの連携により、交通事故の防止や消費生活の安全確保、地域防犯力の向上、犯罪被害者等支援に取り組み、くらしの安全・安心を推進します。

性被害への対応については、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、引き続き、相談、付き添い支援に取り組むとともに、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、条例制定の検討を進めていきます。

（２）人権が尊重され、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会づくり

県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等にかかわらず、誰もが希望を持って挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めます。

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づいて相談体制を充実させるとともに、人権啓発やインターネット上の人権侵害対策を講じるなど総合的な対策を推進します。

（３）文化と生涯学習の振興

今後の文化振興施策の具体的な方向性を定めた「三重県文化振興計画」に基づき、文化の力で心豊かに活力ある三重の実現に向け、施策を着実に推進していきます。県総合博物館（MieMu）や斎宮歴史博物館、県総合文化センターでは、開館周年にあわせて、子どもから大人まで楽しめる企画展や連携イベントを開催するとともに、県立美術館においては、子どもたちが著名な美術作品にふれる機会を創出するため、収蔵作品の充実を進めるなど、県民の皆さんが文化にふれ親しむ機会を提供します。また、斎宮を核とした文化観光の取組により、斎宮の賑わいを創出します。

（４）2050 年カーボンニュートラルの実現

カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電設備等の導入による創エネとエネルギーの地産地消を進めるとともに、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る取組の展開やその定着を促進します。また、再生可能エネルギーの導入等が環境に配慮して行われるよう、環境影響評価制度を適切に運用します。

（５）持続可能な循環型社会の構築

持続可能な循環型社会の構築に向け、市町、事業者、ＮＰＯ等のさまざまな主体とのパートナーシップを強化し、新たな知見や技術を積極的に活用することにより、３Ｒ＋Ｒによる資源の有効利用の促進や廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。また、循環関連産業の振興を通じ、脱炭素化や地域課題の解決にもつながる資源循環の取組を促進します。

（６）「きれいで豊かな海」の実現と良好な生活環境の保全

従来の水質の「きれいさ」に加え、生物生産性や生物多様性にも配慮した「きれいで豊かな海」の実現に向け、さまざまな主体と連携し、総合的な施策を推進するとともに、伊勢湾流域圏で連携し、海洋ごみの発生抑制に取り組みます。また、良好な生活環境の保全に向けた取組を継続します。

誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

環境生活部　くらし・交通安全課
1，3　交通安全班、くらし安全班：224-2664
2　消費生活センター班　：224-2400

県民の皆さんとの連携により、交通事故の防止や消費生活の安全確保、地域防犯力の向上、犯罪被害者等支援に取り組み、くらしの安全・安心を推進します。

性被害への対応については、「みえ性暴力被害者支援センター　よりこ」において、引き続き、相談、付き添い支援に取り組むとともに、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、条例制定の検討を進めていきます。

1　交通事故のない社会の実現

（一部新）交通弱者の交通事故防止事業【8,228千円】

高齢者や歩行者、自転車利用者等の交通弱者等を対象に、テレビ（WEB配信）等を通じた「横断歩道の歩行者優先」など交通ルールの重点的な広報や、ヘルメット着用促進を含めた自転車安全利用の啓発活動に取り組み、交通安全意識の更なる向上を図ります。

（一部新）交通安全研修センター管理運営費【50,742千円】

県交通安全研修センターにおいて、道路交通法の改正に準拠した設備（運転シミュレーター）への更新などを進め、幼児から高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象にした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図ります。

（一部新）飲酒運転０（ゼロ）をめざす推進運動事業【4,482千円】

「第３次三重県飲酒運転０(ゼロ)をめざす基本計画」をふまえ、テレビ（WEB配信）等を活用した広報とともに、酒類の販売や提供店等への重点的な啓発等により、飲酒運転根絶に向けた取組を進めます。

また、飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する受診義務の通知を行うなど、再発防止対策に取り組みます。

2　消費生活の安全確保

消費者啓発事業【18,898千円】

消費者トラブルの未然防止、拡大防止に向けて、点検商法等の悪質商法・定期購入等に係るトラブル対策等をテーマとした「消費生活出前講座」の開催や、さまざまな媒体の活用による情報提供など、各世代に応じた方法による消費者啓発・消費者教育に取り組みます。

また、エシカル消費の意識の定着を図るため、関係機関と連携して普及啓発を行います。

相談対応強化費【29,273千円】

県消費生活センターの相談員の資質向上を図り、県民の皆さんからの相談に迅速かつ的確に対応します。

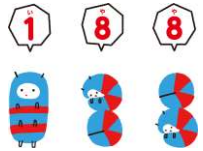

☎消費者ホットライン

3　くらしの安全・安心

（一部新）犯罪被害者等支援事業【6,945千円】

「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等見舞金を給付するほか、新たに、損害賠償請求に係る時効成立を防ぐための再提訴費用を助成するなど、犯罪被害者等に寄り添った各種支援施策を推進します。

また、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないよう、県民の皆さんの理解促進を図ります。

（一部新）性犯罪・性暴力被害者支援事業【25,103千円】

「よりこ」において、引き続き電話・ＳＮＳ相談、付き添い支援等に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ります。

また、認知度向上のための広報啓発を行うとともに、幼稚園・保育所等の未就学児童・保護者および保育士等に対する啓発と相談窓口の周知に取り組みます。

さらに、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、条例制定の検討を進めていきます。

人権が尊重され、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会づくり

環境生活部
1　ﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾃｨ社会推進課（男女共同参画班）：224-2225
　　ﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾃｨ社会推進課（多文化共生班）：222-5974
2　人権課　：224-2278

県民一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別や国籍等にかかわらず、誰もが希望を持って挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めます。

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づいて相談体制を充実させるとともに、人権啓発やインターネット上の人権侵害対策を講じるなど総合的な対策を推進します。

1　誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会づくり

（新）ジェンダーギャップ解消！！HAPPY☆CYCLE事業【14,629千円】

誰もが希望に応じた働き方ができ、家庭でも仕事でも活躍できる環境（令和モデル）となるよう、企業のトップ、リーダー層の意識啓発に向けた取組や、県民を対象としたジェンダーギャップに関する意識調査、働く女性のロールモデルとの交流会等を実施します。

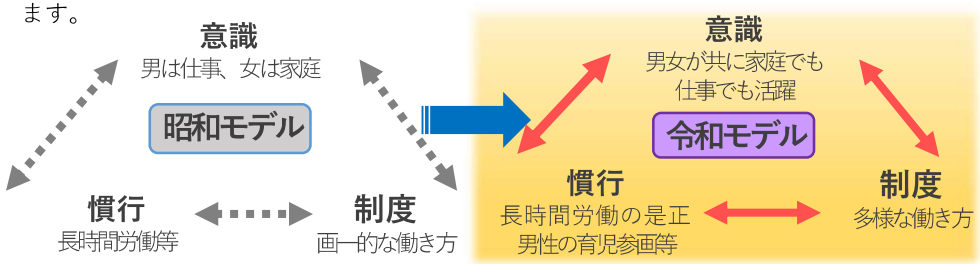

男女共同参画センター事業【14,606千円】

政策・方針決定過程への女性の参画促進や、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方が浸透するよう、一層の普及啓発に取り組みます。

女性のための総合相談等、心の負担の軽減に取り組みます。

性の多様性を認め合う社会推進事業【7,268千円】

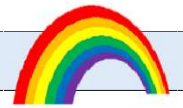

イベントや企業向け研修など、性の多様性に関する理解促進を図るとともに、相談窓口の運営や当事者等の交流会の開催、パートナーシップ宣誓制度を運用します。

（一部新）外国人住民の安全で安心な生活への支援事業【27,911千円】

外国人相談サポートセンター（MieCo）において生活全般に関わる相談対応を行うほか、災害時においても外国人住民を適切にサポートするため、外国人防災リーダーの育成や避難所での受入訓練を行います。また、医療通訳人材の育成を行い、医療機関での配置に繋げます。

（一部新）外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業【25,103千円】

外国人住民のニーズをふまえた日本語学習の機会を提供するため、補助金を交付するなど、市町の日本語教室の設置を支援します。また、日本語学習の支援が必要な地域を広くカバーするため、オンライン日本語教室をモデル的に実施します。

2　人権が尊重される社会づくり

県人権センター
マスコットキャラクター

ミッコロ

差別解消条例推進事業【3,594千円】

人権問題を円滑かつ適切に解決するため、引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置し、質の高い相談対応を実施します。また、不当な差別に係る紛争解決のため、「三重県差別解消調整委員会」を運営します。

（一部新）人権相談、調査・研究事業【10,149千円】

県人権センターにおいて関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、弁護士による専門的な相談（法律相談）を実施します。また、新たにＳＮＳによる人権相談を実施します。

インターネット人権モニター事業【2,002千円】

インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請を行うとともに、差別事象の分析を実施します。また、モニタリング説明会を実施するとともに、差別的な書き込みなどを未然に防止するための啓発に取り組みます。

（一部新）人権センター管理運営費【330,913千円】

人権に関する啓発・研修等の拠点施設である県人権センターの管理運営を行います。また、老朽化に伴う施設の改修を行うとともに、展示内容の見直しのための検討会を立ち上げます。

文化と生涯学習の振興

環境生活部
文化振興課：224-2176

今後の文化振興施策の具体的な方向性を定めた「三重県文化振興計画」に基づき、文化の力で心豊かに活力ある三重の実現に向け、施策を着実に推進していきます。県総合博物館（MieMu）や斎宮歴史博物館、県総合文化センターでは、開館周年にあわせて、子どもから大人まで楽しめる企画展や連携イベントを開催するとともに、県立美術館においては、子どもたちが著名な美術作品にふれる機会を創出するため、収蔵作品の充実を進めるなど、県民の皆さんが文化にふれ親しむ機会を提供します。また、斎宮を核とした文化観光の取組により、斎宮の賑わいを創出します。

1　県立文化施設を中核とした文化観光の取組

（新）文化観光推進事業　【82,000千円】

県立文化施設が三重の文化の拠点となり、多様で豊かな歴史・文化資産の価値を高めるとともに、訪れる人がより体感できる仕組みを県観光部や関係市町、ＤＭＯ等と連携して構築します。

・斎宮を核とした文化観光：認知度向上、誘客促進、史跡公園内における周遊の仕組みの構築、新たな体験コンテンツの造成
・文化観光の横展開：新たな文化体験ルートの構築

発掘調査体験

古代衣装体験

食文化体験

2　子どもたちの豊かな感性や創造性を育む取組

（一部新）文化交流機能強化事業　【13,149千円】

文化活動の次世代を担う子どもたちを主役として県立文化施設の周年事業に関連したイベントを実施するとともに、各文化施設間の連携イベントを一体的に情報発信します。

・ジュニア管弦楽団や児童合唱団等が共演する、子どもたちによる子どもたちのためのコンサートを開催

ジュニア管弦楽団

（一部新）三重県文化振興基金積立金　【30,012千円】

子どもたちが著名な美術作品にふれる機会を創出するため、収蔵品の充実に向けた基金の積立を実施します。

3　県立文化施設の開館周年記念の取組

県総合博物館　開館１０周年記念！

（一部新）総合博物館展示等事業
【63,002千円】

『パール 海の宝石、神秘の輝き』
『刀剣　三重の刀とその刀工』
『金曜ロードショーとジブリ展』
　等の子どもから大人まで楽しめる企画展を開催します。

「金曜ロードショーとジブリ展」
©Studio Ghibli

県立美術館

（一部新）美術館展示等事業
【62,519千円】

『シュルレアリスムと日本』『果てなきスペイン美術―拓かれる表現の地平』等の展示を行うとともに、開館周年を迎える文化施設との連携イベントを開催します。

カレーニョ
《聖アンナ、聖ヨアキム、洗礼者ヨハネのいる聖母子》
（長崎県美術館蔵）

斎宮歴史博物館　開館３５周年記念！

（一部新）斎宮歴史博物館展示・普及事業
【12,232千円】

『源氏物語と斎宮―王朝のきらめき　光る君の栄華―』『斎宮・常設展示室「斎王の食事」』『中世の斎宮とその時代背景』等の斎宮の魅力を伝える展示を行います。

源氏物語図屏風

県総合文化センター　開館３０周年記念！

（一部新）文化会館事業
【68,926千円】

県民参加型のオペラ『カルメン』『佐渡裕指揮 新日本フィルハーモニー交響楽団』など、多彩で魅力的な文化芸術公演を開催します。

佐渡裕さん
©Takashi Iijima

生涯学習センター費
【9,701千円】

スピードスケート金メダリスト小平奈緒さんにお話しいただくなど、学びにつながる事業を展開していきます。

小平奈緒さん

（一部新）図書館管理運営費
【199,497千円】

図書資料の充実を図るとともに、県総合文化センター等の開館周年にあわせ、記念事業等を開催します。

2050年カーボンニュートラルの実現

環境生活部環境共生局
地球温暖化対策課：224-2368

カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電設備等の導入による創エネとエネルギーの地産地消を進めるとともに、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る取組の展開やその定着を促進します。また、再生可能エネルギーの導入等が環境に配慮して行われるよう、環境影響評価制度を適切に運用します。

1　地球温暖化対策の推進

（一部新）脱炭素社会推進事業【247,924千円】

■（新）みえ「デコ活」取組推進
　事業者と連携し、国が新たに進める省エネ家電、電気自動車、省エネ住宅、自家消費型太陽光発電設備の導入促進などの「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」について、県内での展開と、その定着を促進

■再エネ普及促進
- 太陽光発電設備等設置費補助
- 太陽光発電設備等共同購入
- 県内産再エネの利用促進

■電気自動車等活用推進
　県有施設に設置した電気自動車用充電器を運用し、利便性の向上による電気自動車への転換を促進

県有施設脱炭素化推進事業【83,161千円】

■再エネ導入の推進
　初期投資が不要なＰＰＡ（電力販売契約）を活用し、県有施設への太陽光発電設備の導入により使用電力を脱炭素化

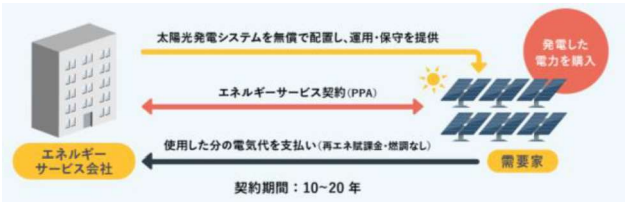

出典：環境省HP

■ゼロカーボンドライブの推進
　ＥＶの導入と併せて、ソーラーカーポートと蓄電池を整備し、創エネ・蓄エネによるゼロカーボンドライブを実現

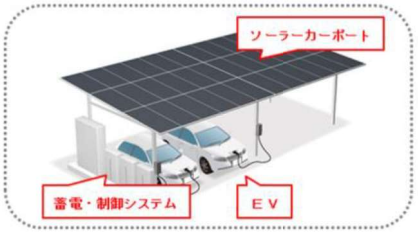

出典：中国電力HP

地球温暖化対策普及事業【16,247千円】

■自主的な取組の促進
　事業者の脱炭素に関する取組状況等を実地調査し、情報提供や助言等により、事業者の更なる自主的な取組を促進

■脱炭素経営支援
　中小企業の脱炭素経営の取組支援

気候変動適応事業【3,941千円】

■気候変動適応の取組の促進
- 「気候変動適応法」の改正に伴う熱中症対策強化に関する市町等との連携
- 三重県気候変動適応センターと連携し、県内の気候変動影響等に関する情報を収集、整理・分析、発信
- 気象台と連携した気候講演会の開催等による普及啓発

2　総合計画の推進

■三重県脱炭素社会推進本部
　各部局の脱炭素社会の実現に向けた取組を総合的に推進

■三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会
　「三重県地球温暖化対策総合計画」の各部局の施策や取組等の進捗状況の評価等

県域の脱炭素社会の推進

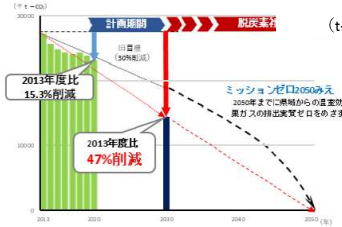

三重県庁の削減取組の推進

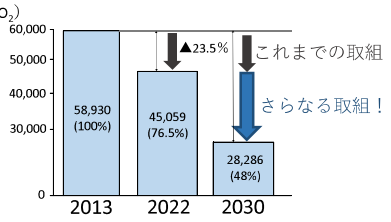

3　環境配慮取組・行動の推進

環境影響・公害審査事業【974千円】

風力発電の導入等について、周辺環境と調和した開発となるよう環境アセスメント制度の適切な運用等

環境学習情報センター運営費【32,164千円】

県環境学習情報センターを拠点とした環境講座や環境保全に関するイベントの開催、指導者の育成等

【所管事項説明】

持続可能な循環型社会の構築

環境生活部環境共生局
1，2，3　資源循環推進課　：224-3310
3　廃棄物対策課　：224-2483
3　廃棄物監視・指導課　：224-2388

持続可能な循環型社会の構築に向け、市町、事業者、ＮＰＯ等のさまざまな主体とのパートナーシップを強化し、新たな知見や技術を積極的に活用することにより、３Ｒ＋Ｒによる資源の有効利用の促進や廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。また、循環関連産業の振興を通じ、脱炭素化や地域課題の解決にもつながる資源循環の取組を促進します。

1　資源の有効利用の促進

地域循環高度化促進事業【252,053千円】

- 産業廃棄物の発生抑制、循環的利用、減量化に加え、地球温暖化対策に資する事業者による設備導入等に対して、その経費の一部を補助

プラスチック高度選別設備

不要となった食品

メタン発酵

飼料化

食品ロス削減推進事業【15,968千円】

- まだ食べられる食品の活用により生活困窮者等を支援する食品提供システム「みえ～る」の参加企業・団体の拡大
- スーパーマーケットやコンビニエンスストア等と連携した食品ロスの削減に向けた普及啓発

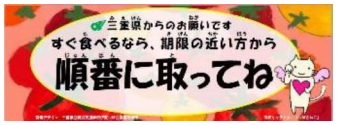

店舗における啓発掲示

2　脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興

（一部新）CO_2削減のための高度な技術を活用したリサイクル等促進事業【22,494千円】

- 【新】小売店等において回収した食品トレイを再び食品トレイにリサイクルする「トレイtoトレイ」モデル事業を実施

- 使用済み太陽光パネルの高度な資源循環に向けて、関連事業者との意見交換や再生資源の活用に向けた調査を実施

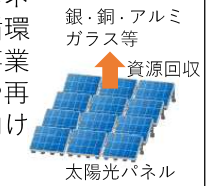

プラスチック対策等推進事業【12,994千円】

- プラスチックのマテリアルリサイクル促進に向けて、排出事業者とリサイクル事業者とのオンライン上のマッチングシステムの運用を開始
- ごみ拾いＳＮＳアプリを活用するなど、楽しみながらできる取組を通じた散乱ごみ対策の推進

SNSアプリ

3　廃棄物処理の安全・安心の確保

（一部新）災害廃棄物適正処理促進事業【15,080千円】

- 【新】発災時に住民が実際に廃棄物を搬入する仮置場候補地において、設置や運営の訓練を実施
- 専門知識の習得に向けた研修会の開催や図上演習等を実施

不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業【97,028千円】

- 不法投棄通報システムなどＩＣＴを活用した監視指導の実施
- 小型監視カメラ等を導入し、市町や自治会等と連携した取組を促進
- 解体工事に係る「法令周知マンガ」の一層の活用促進

スマホ110番

環境修復後の保全管理事業【62,787千円】

- 地域住民の安全・安心を確保するため、行政代執行で整備した工作物の点検や水質モニタリング等を実施し、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認

桑名市五反田事案　四日市市大矢知・平津事案
桑名市源十郎新田事案　四日市市内山事案

「きれいで豊かな海」の実現 と 良好な生活環境の保全

環境生活部環境共生局
大気・水環境課：224-2380

従来の水質の「きれいさ」に加え、生物生産性や生物多様性にも配慮した「きれいで豊かな海」の実現に向け、さまざまな主体と連携し、総合的な施策を推進するとともに、伊勢湾流域圏で連携し、海洋ごみの発生抑制に取り組みます。また、良好な生活環境の保全に向けた取組を継続します。

1　「きれいで豊かな海」の実現 と 「海洋ごみ対策」の推進

「きれいで豊かな海」推進事業 【16,635千円】

環境基準の達成と生物生産性、生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、第９次水質総量削減計画に基づき、農林水産部、県土整備部と連携して取り組みます。また、「三重県きれいで豊かな海」協議会において、各種施策の推進と進捗管理を行います。

【主な取組】
・県内下水処理場の栄養塩類管理運転の試行
・藻場、干潟および浅場の保全･再生等の推進
・各種取組の効果検証と施策へのフィードバック

（一部新）海岸漂着物対策推進事業 【92,289千円】

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策および回収・処理の取組を推進します。さらに、令和５年度末に策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」により、三県で連携した実態調査や県民による一斉清掃を実施し、これらの結果をふまえた広域的な海洋ごみの発生抑制対策を実施します。

【主な取組】
・市町等が実施する海洋ごみ等の回収・処理の支援
・海洋ごみの調査
・流域圏の県民による、広域的な清掃活動の推進
・啓発動画やSNS等を活用した普及啓発活動

海洋ごみの現状

海洋ごみの調査

清掃活動の推進

啓発動画

2　生活環境の保全

大気テレメータ維持管理費 【117,718千円】

大気汚染の状況をモニタリングすることによって、環境基準の達成状況を把握し、光化学オキシダントやPM2.5の濃度が上昇した際は予報等の発令を行います。また、排出ガス量が多い工場の常時監視を行います。

河川等公共用水域水質監視費 【26,158千円】

公共用水域等の継続的な水質監視を行うことにより、県内の河川、海域および地下水の環境基準の達成状況や推移を把握し、その結果を水質改善のための必要な施策に反映させるとともに、監視項目や測定頻度等についても検討を行います。

浄化槽設置促進事業補助金 【118,645千円】

浄化槽設置者への補助や公営事業として浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、助成を行うことにより、生活排水処理施設の整備率向上を図ります。

令和6年度　三重県一般会計予算（環境生活部関係）

（単位：千円、％）

施策番号	施策名	令和5年度当初予算額 A	令和6年度当初予算額 B	差引増減額 B－A	増減率 (B-A)/A
3-2	交通安全対策の推進	59,094	74,299	15,205	25.7
3-3	消費生活の安全確保	70,354	72,724	2,370	3.4
4-1	脱炭素社会の実現	898,906	985,074	86,168	9.6
4-2	循環型社会の構築	1,102,811	839,666	▲ 263,145	▲ 23.9
4-4	生活環境の保全	561,798	911,209	349,411	62.2
12-1	人権が尊重される社会づくり	426,420	703,328	276,908	64.9
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	68,847	66,214	▲ 2,633	▲ 3.8
12-3	多文化共生の推進	96,376	86,033	▲ 10,343	▲ 10.7
16-1	文化と生涯学習の振興	2,618,839	4,135,392	1,516,553	57.9
当部主担当施策　計		5,903,445	7,873,939	1,970,494	33.4
(1-2)	地域防災力の向上	8,538	8,847	309	3.6
(3-1)	犯罪に強いまちづくり	6,988	7,449	461	6.6
(3-4)	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	390	374	▲ 16	▲ 4.1
(11-4)	水の安定供給と土地の適正な利用	2,021,313	1,375,269	▲ 646,044	▲ 32.0
(14-5)	誰もが安心して学べる教育の推進	0	900	900	皆増
(14-6)	学びを支える教育環境の整備	5,488,675	5,589,524	100,849	1.8
(15-1)	子どもが豊かに育つ環境づくり	2,986,601	3,397,694	411,093	13.8
(行政運営1)	総合計画の推進	67,090	77,619	10,529	15.7
他部主担当施策　計		10,579,595	10,457,676	▲ 121,919	▲ 1.2
施策外	人　件　費　等	2,524,807	2,487,882	▲ 36,925	▲ 1.5
環境生活部　合計		19,007,847	20,819,497	1,811,650	9.5

注① 施策番号の(　　)は、他部が主担当の施策です。　注②「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

Ⅲ　主要施策

１　三重県環境基本計画に基づく環境施策の推進について

環境生活総務課

「三重県環境基本計画」（以下「環境基本計画」）は、「三重県環境基本条例」に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、2020 年（令和２年）３月に、議会の議決を経て全面的な改定を行いました。

改定後の環境基本計画では、目標年度を 2030 年度とし、ＳＤＧｓの考え方も取り入れながら、図に示す５つの環境施策パッケージ（「I　低炭素社会の構築」「II　循環型社会の構築」「III　自然共生社会の構築」「IV　生活環境保全の確保」「V　共通基盤施策」）に記載の主な取組等を各施策に関連する個別計画に基づき推進することで、「スマート社会みえ（環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会）」の実現をめざすこととしています。

なお、環境基本計画の施策ごとの主な取組の成果や課題等については、年次報告書（三重県サステナビリティレポート）としてとりまとめ、三重県環境審議会および県議会に報告するとともに、県ホームページで公表しています。

図　環境基本計画に基づく施策体系図

参考：各施策に関連する主な個別計画

施策Ⅰ：三重県地球温暖化対策総合計画（令和３年３月策定、令和５年３月改定）

施策Ⅱ：三重県循環型社会形成推進計画（令和３年３月策定）

施策Ⅲ：みえ生物多様性推進プラン（第４期）（令和６年３月策定）

施策Ⅳ：第９次水質総量削減計画（令和４年１０月策定）

２　私学教育の振興について

私学課

１　現状

私立学校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担い、本県の初等・中等・高等教育において、大変重要な役割を果たしており、県においては、私立学校の教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るため、各種助成等を行っています。

また、県立高校と私立高校の募集定員については、公教育における双方の役割を十分勘案しながら策定する必要があるため、県立高校、私立高校の代表者や学識経験者等をメンバーとする「三重県公私立高等学校協議会」の場で、毎年、協議のうえ策定しています。

２　課題

中学校卒業者数は、令和６年３月から令和 11 年３月までの５年間で、約 1,500 人減少することが見込まれ、私立学校の経営環境は、大変厳しい状況となっていることから、私立学校の特色化・魅力化の促進や保護者の負担軽減が求められています。

また、募集定員については、中学生の進路を保障するという観点を重視し、県立高校と私立高校の双方により高校教育の多様な選択肢の維持・充実を図りながら、県民の皆さんの理解が得られるよう、策定する必要があります。

３　今後の取組方向

（１）私立学校および保護者への支援

私立高等学校等振興補助金（経常的経費に係る補助）等により、引き続き私立学校の経営を支援していきます。なお、「若者の県内定着」につながるキャリア教育の取組については、特別配分を行うことにより支援していきます。

また、就学支援金（授業料）の支給に加え、年収約 590 万円～約 910 万円世帯に対して、新たに県独自の上乗せ支援を行うとともに、奨学給付金（授業料以外）を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図っていきます。

さらに、子どもの多様な学びの機会の保障に向け、私立学校に通う経済的な事情のある児童生徒等に対して、フリースクールの利用料支援を行います。

（２）県立高校と私立高校の募集定員

私立高校は、生徒急増期に中学生の進路保障に大きな役割を果たしてきた経緯の中で、建学の精神に基づき、県立高校にはない個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開しています。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、中学校卒業者数の減少の中、公私が協調して募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図っていきます。

＜参　考＞

表１　令和６年度私学関係当初予算（事業費ベース）　（単位：千円、％）

細 事 業 名	当初予算額※	前年度比
私立高等学校等振興補助金	5,255,017	101.7
私立特別支援学校振興補助金	242,166	102.5
私立専修学校振興補助金	67,629	107.9
私立外国人学校振興補助金	8,000	100.0
私立高等学校等就学支援金交付事業費	3,003,665	112.4
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	228,939	121.5
私立専門学校授業料等減免補助金	164,379	132.0
私立学校不登校児童生徒支援事業【重点】	900	皆増
その他私学関連予算	17,423	107.2
合　　計	8,988,118	106.1

※令和６年度当初予算は、交付税措置額の判明時期が遅れたため、前年度までの伸び率等を勘案した仮の単価で積算。
今後、令和６年度の 12 月補正予算において、表２の令和６年度単価により補正を行う予定。

表２　私立高等学校等振興補助金生徒一人当たり補助単価の比較　（単位：円、％）

	学校数	令和５年度	令和６年度	前年度比
高校（全日制）（中等教育学校後期課程を含む）	14	358,077	362,198	101.2
高校（狭域通信制）	4	80,988	81,905	101.1
中学校（中等教育学校前期課程を含む）	10	346,101	350,057	101.1
小学校	2	344,504	348,446	101.1
特別支援学校	1	（高等部）1,872,500	（高等部）1,890,288	（高等部）100.9
		（小中学部）1,858,624	（小中学部）1,876,194	（小中学部）100.9

表３　県内中学校卒業者数の推移予測

	令和６年３月	令和 11 年３月	令和 14 年３月
県内中学校卒業者数（見込）	15,892 人	14,407 人	13,487 人
令和６年３月からの減少者数	－	▲1,485 人	▲2,405 人

※令和５年５月１日教育政策課調べをもとに私学課で加工

3　文化・生涯学習の振興について

文化振興課

1　現状

令和５年９月26日施行の「三重県文化振興条例」に基づき、文化の力で心豊かに活力ある三重の実現をめざし、県の文化振興に関し、令和８年度までの具体的な振興方策を定めた「三重県文化振興計画（令和６年度～令和８年度）」による取組を推進します。

（1）文化・生涯学習の振興

三重の多様で豊かな自然や歴史・文化等をテーマとする展覧会や魅力的な公演を開催することにより、県民の皆さんが文化にふれ親しむ機会を提供するとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくり等により、さまざまな主体の文化活動を促進しています。

また、講座やセミナー、アウトリーチ等により学習機会を提供するとともに、生涯学習に取り組む主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組んでいます。

（2）県立文化・生涯学習施設の状況

① 三重県総合文化センター（三重県文化会館、三重県生涯学習センター）

県文化会館では、オペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで、多彩で魅力的な芸術性の高い公演を開催するほか、アウトリーチ活動や人材育成などを行っています。

県生涯学習センターでは、高等教育機関や市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、県内のさまざまなアーティストや専門機関と協働して、次代の文化を担う子どもたちに、優れた文化・芸術との出会いを提供しています。

② 三重県総合博物館

県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、さまざまな主体との連携の視点で、資料の収集・保管・展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行っています。

さらに、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）を保存し、県民の皆さんの利用（閲覧、複写、レファレンス等）に対応しています。

③ 三重県立美術館

県立美術館では、江戸時代以降の三重にゆかりの深い作家の作品や明治時代以降の近代洋画の流れをたどることができる作品等について展示するとともに、後世へ伝えるため長期的な保存を行っています。また、美術資料の調査、研究による成果を展覧会、講演会、美術セミナーや出版物を通じて発表するとともに、学校教育と連携した教育普及活動等を行っています。

④ 斎宮歴史博物館

斎宮歴史博物館では、斎宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行うとともに、史跡斎宮跡の学術的な発掘調査を進めています。近年、飛鳥・奈良時代における「初期斎宮」について解明が進みつつあり、国内外の多くの方に、斎宮の歴史的・文化的価値や魅力を知っていただけるよう、明和町や関係団体等の地域の方々と連携・協力しながら、積極的な情報発信等に取り組んでいます。

⑤ 三重県立図書館

県立図書館では、三重県関係の図書資料の充実、読書活動や課題解決の支援を行うとともに、全ての県民の皆さんが質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、県全体の図書館サービスの向上に取り組んでいます。

２　課題

（１）人口減少や少子高齢化等による文化を担い継承する人材の不足やコロナ禍による文化活動の停滞など、文化を取巻く社会環境の変化をふまえ、県民の皆さんの文化に対する気運の醸成を一層図るとともに、文化を担い支える人材の育成が必要です。

（２）文化は、自らのアイデンティティの基盤としての役割をもち、人びとの感性や想像力を高め心の豊かさを育むものであることから、県民の皆さんが主体的に三重の文化にふれ親しむ環境づくりが必要です。

（３）県立文化施設を三重の文化の拠点として、歴史・文化資源の価値を一層高めるとともに、活用することで観光振興や地域の活性化につなげていく必要があります。

（４）ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場や、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場を提供するなど、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。

３　今後の取組方向

「三重県文化振興計画」に基づき、文化施策を総合的・計画的に推進していきます。

（１）三重の多様で豊かな自然と歴史・文化等をテーマとした展示や多彩で魅力的な文化芸術公演を開催するなど、文化にふれ親しむ機会の充実を図るとともに、三重県文化賞の実施や県内各地域の文化活動等の情報を収集し発信することなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。

（２）文化活動の世代を担う子どもたちを主役として、県立文化施設の特別展に関連したイベントを実施するとともに、演劇や音楽に関する人材育成に取り組みます。

（３）斎宮の賑わいを創出するため、斎宮の認知度向上、誘客促進、周遊構築、新規コンテンツ造成に取り組みます。さらに、県立文化施設を中核とした文化観光の取組を県内の他の地域にも展開していきます。

（４）県生涯学習センターにおいて、高等教育機関等と連携した講座やセミナーを開催し多様な学習の機会を提供するとともに、次代の文化を担う子どもたちにすぐれた文化を体験できる事業を実施します。また、地域において生涯学習分野で活躍する方々を支援するための研修会を開催します。

（５）県総合文化センター等について、令和７年度から引き続き指定管理者制度を活用するため、11月定例月会議に指定管理者の指定に係る議案を提出する予定です。

各文化施設における主な周年記念事業

＜三重県総合文化センター開館30周年＞

・三重の子どもたちによるニューイヤーコンサートやオリンピック金メダリストによる講演会など年間を通じた多様なイベント

・県立図書館による知識の広場等での「開館30周年記念事業マルシェ」

＜三重県総合博物館開館10周年＞

・「パール 海の宝石、神秘の輝き」「金曜ロードショーとジブリ展」など４つの企画展

＜斎宮歴史博物館開館35周年＞

・「源氏物語と斎宮－王朝のきらめき 光る君の栄華－」など３つの企画展

三重県文化振興条例　概要

別紙１

三重県文化振興条例　構成

前文
第１章　総則
第２章　文化の振興等に関する基本的施策
　第１節　文化の振興
　第２節　文化にふれ親しみ、創造する環境づくり
　第３節　文化を育み、継承する人材の育成
　第４節　三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
　第５節　文化を生かした地域の活性化と魅力の発信
第３章　三重県文化審議会

第１章　総則

目的（第1条）	一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする
基本理念（第２条）	• 文化活動を行う者の自主性の尊重（第１項） • 文化活動を行う者の創造性の尊重等（第２項） • 誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備（第３項） • 郷土に対する誇りと愛着の醸成（第４項） • 三重の多様で特色ある文化の保護と発展（第５項） • 三重の文化の国内外への発信と交流（第６項） • 子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携（第７項） • 県民の意見の反映（第８項） • 観光、まちづくり、国際交流等の各分野における施策との有機的な連携（第９項）
県の責務（第３条）	県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する
県民の役割（第４条） 文化団体等の役割（第５条） 教育機関の役割（第６条） 事業者の役割（第７条）	• 県民は、文化についての関心と理解を深め、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める • 文化団体等は、文化活動の充実を図り、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める • 教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の文化にふれ親しむ機会の創出に努める（第１項）　また、高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める（第２項） • 事業者は、文化についての関心と理解を深め、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める

第１章　総則（続き）

市町等との連携（第８条）	市町との連携（第１項）、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携（第２項）について規定
基本計画等（第９～11条）	基本計画、財政上の措置、推進体制の整備について規定

第2章　文化の振興等に関する基本的施策

第１節 文化の振興	• 芸術の振興（第12条） • 芸能の振興（第13条） • 生活文化の振興及び国民娯楽の普及（第14条）
第２節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり	• 県民の文化に対する関心及び理解の醸成（第15条） • 県民の鑑賞等の機会の充実（第16条） • 高齢者、障がい者等の文化活動の充実（第17条） • 子どもたちの文化活動の充実（第18条） • 文化活動への支援（第19条） • 文化施設の充実（第20条）
第３節 文化を育み、継承する人材の育成	• 文化の担い手の育成及び確保（第21条） • 顕彰（第22条）
第４節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	• 文化財等の保存、活用及び継承（第23条） • 伝統芸能等の継承及び発展（第24条） • 伝統工芸の継承及び発展（第25条）
第５節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信	• 文化を生かした地域の活性化（第26条） • 文化と観光等との連携（第27条） • 歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成（第28条） • 三重の文化の魅力の発信と交流の推進（第29条）

第3章　三重県文化審議会

三重県文化審議会（第30～36条）	三重県文化審議会の設置、所掌事項、委員、専門委員、会長等、会議、委任について規定

三重県文化振興計画の概要

別紙２

1 はじめに（P1、2）

計画策定の趣旨・位置づけ

▸ 社会情勢や国の動向等を踏まえ、「三重県文化振興条例」第９条に規定する「文化の振興等に関する基本的な計画」として策定（また、「文化芸術基本法」に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づける）

計画期間　令和６（2024）年度～令和８（2026）年度

対象とする文化の範囲　「文化芸術基本法」、「三重県文化振興条例」の規定を踏まえた分野（芸術／芸能／生活文化／国民娯楽／文化財等／伝統芸能等／伝統工芸）

2 計画の背景（P3～15）

文化を取り巻く状況

▸ **社会情勢**
- 人口減少と少子高齢化の進行
- 新型コロナウイルス感染症の影響
- デジタル技術の進展
- 外国人旅行者の増加
- 大規模災害のリスクの高まり
- SDGsへの貢献

▸ **国の動向**
- 「文化芸術基本法」の改正
- 「障害者による文化芸術の推進に関する法律」の制定
- 「文化財保護法」の改正
- 「文化観光推進法」の制定
- 「博物館法」の改正
- 「第２期文化芸術推進基本計画」の策定

「新しいみえの文化振興方針」の取組による成果と課題

▸ **施策の方向性１　人材の育成**
【課題】コロナ禍による人材育成事業の実施数及び参加者の減　など

▸ **施策の方向性２　歴史的資産等の継承・活用**
【課題】文化資源を活用したまちづくりなど、地域住民等の主体的な活動への更なる支援　など

▸ **施策の方向性３　新たな価値の創出**
【課題】観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の促進　など

▸ **施策の方向性４　情報の受発信**
【課題】地域の文化活動など、さまざまな機会を活用した文化情報の収集・発信　など

▸ **施策の方向性５　文化拠点機能の強化**
【課題】コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演、講座の実施による、文化にふれ親しむ機会の充実　など

「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果

▸ 県民の皆さん5,000人(※実質配布数4,963)を対象にアンケート調査を実施
（調査期間：R5.10.13-27、回収数：2,427 、回収率：48.9%）

●本県の文化的な環境を今よりも充実させるために重要なこと
（複数回答、上位5項目、%）

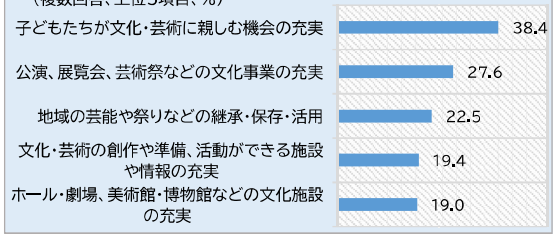

3 計画の基本目標と基本方針（P16～23）

基本目標　**文化の力で心豊かに活力ある三重を実現**

取り組むべき課題

○ コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演等の実施による、誰もが文化にふれ親しむ機会の充実
○ 次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実
○ 人口減少や少子高齢化が進む中での文化活動の推進と人材の育成
○ 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
○ 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の推進

４つの基本方針

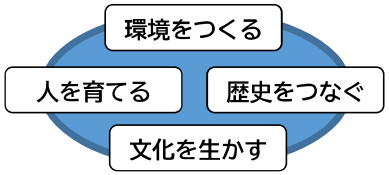

３つの重点施策

▸ 重点施策１
県民の文化に対する関心及び理解の醸成
▸ 重点施策２
子どもたちの文化活動の充実
▸ 重点施策３
文化と観光等との連携

4 施策の展開（P24～43）

基本方針	基本施策	取組の方向性
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	(1)県民の文化に対する関心及び理解の醸成	・文化に関する普及啓発 ・文化について学び、体験する機会の充実 ・イベント等の機会をとらえた関心の醸成
	(2)県民の鑑賞等の機会の充実	・質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実 ・文化に関して活動し、創造する機会の充実 ・アウトリーチ活動の推進
	(3)高齢者、障がい者等の文化活動の充実	・高齢者の文化活動の充実 ・障がい者の文化活動の充実 ・誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり
	(4)子どもたちの文化活動の充実	・子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実 ・学校教育等との連携
	(5)文化活動への支援	・文化団体等のネットワークづくりへの支援 ・文化活動に対する支援情報の提供 ・新たな支援のあり方の検討
	(6)文化施設の充実	・県立文化施設の機能の充実 ・県立文化施設間の相互連携の強化
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7)文化の担い手の育成及び確保	・文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援 ・文化活動を行うための環境の整備
	(8)顕彰	・顕彰制度の実施
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9)三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(10)文化を生かした地域の活性化	・文化資源を生かした地域活性化の支援
	(11)文化と観光等との連携	・県立文化施設を中核とした文化観光の推進 ・文化資源を生かした観光振興施策との連携 ・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携
	(12)歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成	・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実 ・子どもたちへの郷土教育の推進 ・郷土の偉人の業績による誇りづくり
	(13)三重の文化の魅力の発信と交流の推進	・三重の文化に関する情報の発信 ・デジタル技術の活用 ・文化を通じた交流の推進

5 計画の推進と進行管理（P44～46）

各主体に期待される役割／県の責務・推進体制等

▸ 県民の皆さん、文化団体等、教育機関、事業者等がそれぞれの立場に応じて連携・協働
▸ 県は、各主体、国や他の地方公共団体等と連携して、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
▸ 県は、県庁内における横断的な連携体制の構築
▸ 県と市町は、効果的な連携を実現するための仕組みを構築

進行管理

▸ 指標と数値目標を設定し、毎年度事業成果の評価・検証を行い、PDCAサイクルによる進行管理を実施
▸ 有識者等による「評価・推進会議（仮称）」を設置

成果指標

項目	指標	現状値（R4）	目標（R8）
1 環境をつくる	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	75.5%	76.6%
	県立文化施設の利用者数	98.2万人	140万人
2 人を育てる	文化や芸術の鑑賞・体験授業に参加した児童生徒等の人数	27,014人	33,500人
	文化振興に係る人材の育成を目的とした事業の参加者数	1,104人	1,950人
3 歴史をつなぐ	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	79件	92件
4 文化を生かす	県立文化施設を中核とした文化観光ルートを構築した地域数	–	5件（累計件数）

【所管事項説明】

４　人権施策の総合的な推進について

人権課

１　現状

（１）人権施策の総合的な推進

人権施策を総合的かつ計画的に進めるために令和６年３月に策定した「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」および「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（令和６年度～令和９年度）」に基づき、人権施策を推進しています。

令和５年４月に全面施行された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「条例」）に基づく取組を進めるため、県人権センターに新たに職員を配置するとともに、弁護士や臨床心理士をアドバイザーとして配置するなど相談体制を充実させました。

（２）県人権センターの取組

県人権センターにおいては、施設内の展示等に加えて、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発やイベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。

また、人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催しています。

【表】　県人権センターにおける相談件数の推移

年度	Ｒ元年度	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
件数	562	798	904	813	603

２　課題

（１）人権啓発

県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。特に、インターネット、ＳＮＳ上でのプライバシーの侵害や個人等への誹謗中傷、性的指向・性自認に関する人権等、新たに顕在化してきた人権課題もあります。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

（２）条例の適切な運用

条例に基づく相談・紛争解決について、相談者に寄り添った対応が円滑かつ迅速に行えるよう、県人権センターをはじめとした相談窓口の職員の資質向上を図っていく必要があります。

また、相談対応では解決に至らなかった差別事案に係る「助言・説示・あっせん」の知事への申立てについて、迅速に調査審議し、当事者間の問題解決につなげていく必要があります。

令和５年度は、条例に基づく申立てを受けて、三重県差別解消調整委員会の意見を聴き、知事による説示を１件実施しました。

３　今後の取組方向

（１）効果的な人権啓発の推進

県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、県人権センターにおいては、啓発ポスターや啓発物品の作成、テレビ・ラジオでのスポット放送を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、被差別当事者等による講演会、絵本の読み聞かせなどの「感性に訴える啓発」等、効果的な手法を活用し、人権啓発の推進に取り組みます。

また、学習会や講演会等に一度も参加したことのない方に参加してもらえるよう、講演会のオンライン開催や社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会に講師を派遣します。

さらに、インターネット上の差別についても、ＳＮＳを活用した効果的な人権啓発を実施するなど、その発生防止を図ります。

県人権センターについては、老朽化に伴う施設の改修を行うとともに、効果的な啓発につなげるよう、展示内容の見直しのための検討会を立ち上げます。

（２）人権擁護の推進

条例に基づく相談対応が、円滑かつ適切に実施できるよう、引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置します。また、相談機関の相談員等を対象とした研修を実施し、その資質向上を図るとともに、相談窓口の連携を強化し、相談者に寄り添った相談対応に努めます。さらに、新たにＳＮＳによる人権相談を実施します。

紛争解決体制では、条例に基づく助言、説示及びあっせんに係る手続について、三重県差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に運用します。

インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリングを実施します。

三重県人権施策基本方針（第三次改定）（概要版）

別紙１

第１章　基本的な考え方

１　基本方針改定の経緯

２　めざす社会　　**「差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会」の実現**

３　基本理念

全ての県民が互いに認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、次のことを基本理念として取り組む

（１）多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現

（２）差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現

４　人権尊重のための基本姿勢

（１）県、県民、事業者それぞれの主体の役割

行政だけでなく、事業者やさまざまな団体、県民一人ひとりが人権尊重の視点に立ってそれぞれの主体に応じた役割を果たす

（２）県民、事業者等と協働したまちづくり

県民、事業者、ＮＰＯなどが相互に連携を図り、「人権尊重のまちづくり」の取組を展開する

第２章　人権施策の推進

１　人権啓発および人権教育の推進

（１）人権啓発　あらゆる人権課題について、自分自身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行う

（２）人権教育　人権尊重の意識と行動力を育む取組を教育活動全体を通じて推進する

２　差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

（１）相談体制の充実　　相談窓口の広報に取り組み、「助言、調査、関係者間の調整」等の必要な対応が実施できるよう体制の充実を図る

（２）紛争解決に向けた取組の充実　差別解消条例に基づく、「助言、説示及びあっせん」を迅速かつ適切に実施し、当事者間の問題解決を図る

３　課題別施策の推進

○部落差別（同和問題）

県民一人ひとりが自分の課題として受けとめ、実際の行動に結び付く教育・啓発活動を推進する

○子ども

子どもの健やかな育ちを支援するため、行政、学校、家庭、地域等さまざまな主体が連携した取組を促進する

○女性

男女共同参画意識の一層の浸透を図るとともに、ＤＶや性暴力の被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援の取組を進める

○障がい者

ユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別解消の支援体制の強化を進める

○高齢者

高齢者が生きがいを感じることで自らの介護予防にもつながる取組の推進や、高齢者の見守り活動を支援する

○外国人

行政生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、さまざまな主体と連携した日本語教育の体制づくりに取り組む

○患者等

患者本位の医療体制づくりの推進や、患者等に対する偏見や差別を解消するために、正しい知識の普及・啓発を推進する

○犯罪被害者等

犯罪被害者等のカウンセリング体制の充実に取り組むとともに、権利や利益の保護のため総合的な支援を実施する

○インターネットによる人権侵害

人権の視点に立った正しい知識や理解を深める啓発の推進や差別的な書き込みに対するモニタリングを実施する

○性的指向・性自認

性の多様性に関する社会の理解を深める啓発の推進やパートナーシップ宣誓制度の周知と利用先の拡充を図る

○ひきこもり

ひきこもり当事者の把握・早期対応を行うための仕組みづくりやアウトリーチ（訪問型）支援の充実に取り組む

○あらゆる人権課題の解消に向けて（アイヌの人びと、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等　等）

あらゆる人権課題に対する教育・啓発活動の推進や人権侵害に対応するための取組を推進する

第３章　人権施策の推進体制等

１　人権尊重の視点に立った行政の推進

県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む

２　人権施策の推進体制と仕組み

（１）国・市町、関係団体と連携して取り組み、県庁内では横断的な推進体制で取り組む

（２）具体的な取組を進めるため「行動プラン」を策定し、毎年度の取組の成果や課題を年次報告として取りまとめる

三重県環境生活部人権課
〒514-8570　三重県津市広明町13番地
電話　059-224-2278　　FAX　059-224-3069
e-mail　jinken@pref.mie.lg.jp

人権施策基本方針（第三次改定）の詳細は三重県のホームページをご覧ください。

「第五次 人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の概要

別紙２

第1章　基本的な考え方

1　行動プラン策定の経緯

2022（令和4）年5月に制定された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」に基づいて、行動プランを策定

2　計画の期間

2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4か年

第2章　人権施策の推進

Ⅰ　人権啓発および人権教育の推進

（1）人権啓発

1　効果的な啓発活動の推進
2　さまざまな主体との協働による啓発活動の推進
3　事業者等への啓発活動の推進
4　啓発活動を担う人材の養成

（2）人権教育

1　就学前における豊かな人間性の育成
2　学校教育における人権教育の推進
3　社会教育における人権教育の推進
4　事業者・民間団体における人権教育の推進
5　人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

Ⅱ　差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

（1）相談体制の充実

1　相談窓口の広報と充実
2　相談体制の強化
3　相談機関等相互の協働・連携の強化

（2）紛争解決に向けた取組の充実

1　人権侵害に対応するための取組
2　紛争解決体制の適切な運営
3　人権侵害への対応に関する啓発と広報

Ⅲ　課題別施策の推進　　※裏面記載

第3章　人権施策の推進体制等

1　人権尊重の視点に立った行政の推進

・職員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自らの課題と認識
・対話による相互理解と相談者への寄り添った対応

2　県民、事業者等と協働したまちづくり

・多様な主体による人権尊重のまちづくり
・SDGsの理念をふまえた人権施策の推進
・ビジネスと人権の認識を深めた事業活動の促進

3　計画の推進と進捗管理

（1）推進体制　　①県組織における推進体制
②「三重県人権・同和行政連絡協議会」や「三重県人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携体制
（2）進捗管理　　年次報告としてとりまとめ県議会に報告し、ホームページ等において公表

第2章　人権施策の推進

Ⅲ　課題別施策の推進

部落差別（同和問題）	1　部落差別の解消に向けた教育・啓発活動の推進 2　公正な採用選考の確立や就労促進のための取組 3　部落差別の解消に向けた人権尊重のまちづくりの推進 4　部落差別の解消に向けた人権擁護の推進 5　インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた対応
子　ど　も	1　子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進 2　子どもの健やかな成長のための環境づくり 3　児童虐待防止と啓発活動の充実 4　いじめ防止対策の推進
女　　性	1　男女共同参画を推進するための基盤の整備 2　働く場におけるジェンダー平等が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり 3　暴力等から人権を守る環境づくりと健康の支援
障がい者	1　障がい者の権利擁護の推進 2　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 3　障がい者の地域生活の支援と社会参加、参画の環境づくり 4　精神障がい者の地域生活の支援 5　特別な支援を必要とする子どもたちの学びの保障
高 齢 者	1　高齢者の社会参加、参画の促進と交流 2　高齢者の人権に配慮した社会環境の整備 3　住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実
外 国 人	1　多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進 2　文化的背景の異なる住民が一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援 3　外国人の権利擁護と社会参画の促進
患　者　等	1　患者本位の医療体制づくりの推進 2　病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進 3　患者への支援体制の充実
犯罪被害者等	1　犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進 2　犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進 3　犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援
インターネットによる人権侵害	1　インターネットの正しい活用に向けた啓発の推進 2　インターネット上における人権尊重の意識を高める教育の推進 3　インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり
性的指向・性自認	1　ＬＧＢＴＱ等の当事者支援等の推進 2　性の多様性を尊重する社会づくりに向けた環境整備 3　性の多様性に関する啓発・教育の推進
ひきこもり	1　ひきこもりに関する情報発信・普及啓発 2　当事者や家族に寄り添った支援の充実 3　社会参加と多様な担い手の育成・確保
あらゆる人権課題の解消に向けて（アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等　等）	1　あらゆる人権課題の現状把握 2　あらゆる人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進 3　人権侵害に対応するための取組の推進

５　誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進について

ダイバーシティ社会推進課

県では、平成 29 年 12 月に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」（別紙１）を策定し、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会※の実現に向け、県民の皆さんが家庭、職場、地域活動における行動につながるよう、男女共同参画・女性活躍推進や性の多様性の理解促進をはじめとするさまざまな取組を進めています。

※ダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会のことをいいます。

Ⅰ　男女共同参画・女性活躍推進について

１　現状

（１）県の取組

県では、男女共同参画社会の実現に向けて、「第３次三重県男女共同参画基本計画」（令和３年３月策定）および「第一期実施計画」（令和３年３月策定）（別紙２）に基づき取組を進めています。

県男女共同参画センター「フレンテみえ」（以下「フレンテみえ」）において、県民の皆さんを対象とするセミナー等を開催し、男女共同参画意識の普及啓発を図るとともに、さまざまな悩みを抱える女性のための総合相談等を行っています。

また、職業生活における女性活躍については、県内企業・団体等で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」（会員数 603 団体　令和６年３月末）等と連携し、取組を進めています。

令和５年度は、ジェンダーギャップ解消に向け、県内で働く女性が「こうすればもっと住みやすくなる、働きやすくなる」を考えるグループワーク「みえ働くサスティナラボ」を開催しました。参加者からは「ケア役割等について、家庭でも職場でも性別役割分担の意識がある」「企業トップが率先して取り組みを進めてほしい」「働く女性のロールモデルから話が聞きたい」などの意見が出され、必要な取組について、県や企業への提言・提案がありました。

（２）県内のジェンダーギャップの状況

県内事業所の女性管理職の割合は 15.9％（令和５年７月 31 日現在（対前年度比 2.0 ポイント増加））、県・市町の審議会等における女性委員の割合は 28.8％（令和５年４月１日現在（対前年比 0.3 ポイント増加））となり徐々に比率は高くなってきていますが、指導的地位や政策・方針決定過程への女性の参画は、未だ十分とは言えない状況です。

また、賃金水準の全国比較では、女性の賃金（全国 14 位）は低くないものの男性の賃金（全国11位）を100とした場合、女性は74.7（全国平均74.8）と差が生じています（厚生労働省　令和５年　賃金構造基本統計調査）。

２　課題

根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消などの意識啓発に取り組むとともに、誰もが働きやすい職場環境の整備、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、あらゆる分野における女性活躍の推進など、ジェンダーギャップ解消に向けた取組を、関係機関・企業と連携し推進していく必要があります。

また、女性相談の件数はコロナ禍以降高止まりしており、不安を抱える女性に対する相談支援に取り組む必要があります。

３　今後の取組方向

（１）男女共同参画に係る総合的な取組と意識啓発

「第３次三重県男女共同参画基本計画」および「第一期実施計画」に基づき、各部局と連携して、総合的に取組を実施します。

また、市町会議の開催などを通じて、市町と連携し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、フレンテみえにおいて、イベント、講座等の取組を通じた男女共同参画意識の一層の普及啓発や女性のための総合相談を実施し、不安を抱える女性の心の負担軽減に取り組みます。

（２）職業生活における女性活躍の推進

ジェンダーギャップ解消に向け、性別役割分担意識や男性中心型労働慣行を変革し、誰もが希望に応じた働き方ができるよう、意識・慣行に関する県民対象の意識調査を実施するとともに、令和５年度に実施した「みえ働くサスティナラボ」での提言・提案をふまえ、企業トップ層の意識啓発に向けた取組や働く女性のロールモデルとの交流会等を企業と連携して取り組みます。

また、常時雇用労働者数 100 人以下の企業等を対象に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、新規策定および計画更新等の支援を行います。

Ⅱ　性の多様性を認め合う社会の推進について

１　現状

（１）県の取組

性の多様性について、社会の理解が広がり、県全体で取り組んでいけるよう、令和３年４月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（以下「性の多様性条例」）（別紙３）を施行するとともに、令和３年９月から「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しており、これまで 63 組の方々が宣誓されています（令和６年３月末時点）。

また、県民の皆さんの理解促進を図るため、啓発イベントや企業向けの研修等を実施するとともに、性の多様性に関する悩み等の電話・ＳＮＳ相談や当事者等の交流会を実施しています。

（２）国の動向

令和５年６月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。今後、国において、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画等が策定される予定です。

２　課題

性的指向や性自認が多様であることへの社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があることから、悩みを抱えている方々が安心して暮らすことができる環境づくりを、社会全体で推進していく必要があります。

３　今後の取組方向

性の多様性について、県民の皆さんの理解促進や企業等における取組が進むよう、引き続き、企業向けの研修会等を実施するとともに、性の多様性に関する電話・ＳＮＳ相談や交流会を実施し、さまざまな悩みを持つ当事者等が安心できる環境づくりに取り組みます。

また、「三重県パートナーシップ宣誓制度」について、市町・民間企業等と連携し、利用先等を拡充するとともに、他の自治体との連携について検討を進めるなど、どこに住んでいても当事者等が安心して暮らすことができるよう取組を進めます。

別紙１

「ダイバーシティみえ推進方針　ともに輝く、多様な社会へ」の概要

ダイバーシティの風を三重から起こす

多様性を尊重し受け入れる素地がある
という強みを生かし、チャレンジ!

2018～19年 浸透 → 2020～21年 発展 → 2022年～ 拡大

実現をめざす

1 めざすダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず『一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会』

2 ダイバーシティはプラスであるという考え方

「ダイバーシティは、個人・組織・社会にとってプラス」

①違いを互いに受け入れる	→	能力発揮
②違うことに価値を見いだす	→	価値観・世界観の広がり
③違った能力が掛け合わされる	→	イノベーション（変革）

3 発想の転換や見直し（ダイバーシティの視点）

「一歩先の未来に向けて6つの視点」

- 視点1 違いを知ること、伝えること
- 視点2 交流を増やすこと
- 視点3 互いに支え合うこと
- 視点4 みんなができるという発想を持つこと
- 視点5 多様かつ柔軟なシステムとすること
- 視点6 違った目線、考え方を力とすること

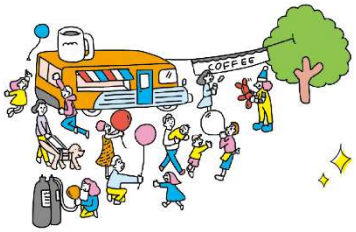

4 今後の取組展開 ～3つの推進の柱～

ダイバーシティの考え方の浸透 ～考え（意識）を変える～	交流・支え合いによる進化 ～行動を変える～	参画・活躍に向けた変革 ～仕組みを変える～

別紙２

第３次三重県男女共同参画基本計画　体系図

※下線部は「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画に位置づける項目

※★部分は「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく計画に位置づける項目

目標	基本方向	基本施策	施策の方向
男女共同参画社会の実現	Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進	Ⅰ－Ⅰ 雇用等における女性活躍の推進	１）女性の参画拡大に向けた企業等への支援 ２）男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現 ★３）誰もが能力を発揮できる環境の整備 ４）女性の再就職支援
		Ⅰ－Ⅱ 自営業における女性活躍の推進	１）農林水産業における方針決定の場への女性の参画促進 ２）農林水産業における女性の能力発揮に向けた環境の整備 ３）起業家等に対する支援
		Ⅰ－Ⅲ 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進	１）多様なニーズに対応した子育て支援 ２）男性の育児参画の推進 ３）介護を支援する環境の整備
	Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備	Ⅱ－Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	１）県の審議会等委員への女性の参画 ２）県における女性職員等の登用 ３）市町等への働きかけ
		Ⅱ－Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	★１）男女共同参画に関する広報・啓発の充実 ★２）学校等における教育の推進 ★３）生涯を通じた学習機会の充実
	Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境の実現	Ⅲ－Ⅰ 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備	★１）自立のための支援 ★２）多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備 ★３）女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進
		Ⅲ－Ⅱ 家庭・地域における活動の推進と健康の支援	１）家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援 ２）生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援 ★３）性と生殖に関する健康支援の充実
		Ⅲ－Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組	★１）関係機関の連携による支援体制等の整備 ★２）配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進 ★３）性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進
	計画の推進		★１）県の推進体制の充実と率先実行 ★２）三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等 ★３）市町、高等教育機関、企業・団体等との協創 ★４）男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

特に関連するSDGsのゴール

全てに共通

Ⅰ

Ⅱ

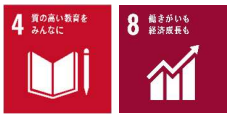

Ⅲ

別紙３

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（概要）

令和３年３月23日公布、同年４月１日施行

前文

性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、条例制定した旨を明記

目的

条例は、性的指向及び性自認の多様性（性の多様性）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、
各主体の責務・役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を規定
性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現への寄与を目的

定義

性的指向･･･自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向
性自認･････自己の性別についての認識

基本理念

＜施策のあり方＞
性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進
①人権尊重　②社会参画の保障と個性・能力発揮　③多様な生き方の選択

＜社会の共通認識として明示＞
①性の多様性を認め合う⇒性の多様性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけない
②表明は本人の自由　⇒カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない
③情報共有は同意が必要⇒本人の意に反して暴露（アウティング）してはいけない

責務・役割

県　市町
教育に携わる者
県民　事業者

県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携（県義務）
市町施策における必要な措置（努力義務）
教育活動での必要な措置（努力義務）
県民等は理解を深める（努力義務）
職場環境及び事業活動での必要な措置（努力義務）

基本的施策

基本計画	三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告
広報・啓発	県民への広報・啓発活動
研修等の実施	県義務、市町、学校、事業者の努力義務（県の支援）
教育の推進	学校教育　社会教育
相談への対応等	県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応（学校、事業者等の努力義務、県の支援）
社会生活・社会参加における対応	安心して学び、育つ環境づくり（県努力義務） 安心して働くことができる環境づくり（県努力義務） 安心して暮らすことができる環境づくり（県努力義務）
顕彰	優良団体の顕彰

附則

社会情勢の変化等による見直し

６　多文化共生社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

１　現状

（１）外国人住民の状況

県内の外国人住民数は、平成 26 年から令和元年まで６年連続で増加し、令和２年からは２年続けて減少していましたが、令和４年以降は増加に転じ、令和５年 12 月末時点の外国人住民数は 62,561 人と過去最多を更新しました。また県内総人口に占める外国人住民の割合は 3.56％で、こちらも過去最高となりました。

こうした中、特定技能制度の見直し等により、今後も外国人労働者とその家族の更なる増加が見込まれています。

（２）これまでの県の取組

県では、多文化共生社会の実現に向けて、令和２年３月に策定した「三重県多文化共生社会づくり指針（第２期：令和２年度～令和５年度)」および令和３年３月に策定した「三重県日本語教育推進計画（令和３年度～令和５年度)」に基づき、外国人住民が地域社会の一員として受け入れられ、安心して暮らすことができるよう、市町や国際交流協会、外国人支援団体等のさまざまな主体と連携し、多文化共生社会づくりに向けた啓発や、外国人住民の生活全般にわたる相談窓口「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo)」の設置、日本語習得の機会の提供等に取り組んできたところです。

また昨年度は、多文化共生施策の一層の推進を図るため、終期を迎えた指針・計画に代えて「三重県多文化共生推進計画（令和６年度～令和８年度)」を新たに策定しました。

２　課題

令和６年１月に実施した県民へのアンケートでは、「多文化共生の社会になっている」と答えた県民の割合は 32.4％であり、多文化共生社会についての理解が十分に浸透しているとはいえない状況です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で再認識された外国人住民への適切な情報提供について、多言語や「やさしい日本語」で提供する体制を整えておく必要があります。また、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」への生活全般の相談件数は、コロナ禍以降も増加傾向にあり、相談内容も、医療や教育、就労、介護など多方面にわたるようになってきています。このため、相談員のスキルアップや関係機関との連携強化など、相談体制を一層充実させていく必要があります。

令和５年度末時点で、県内 13 市町に 37 の日本語教室が設置されていますが、学習を希望する全ての外国人住民に、必要な学習の機会を提供できていない状況です。

３　今後の取組方向

「三重県多文化共生推進計画」に基づき、以下のめざす地域社会像の実現に向け、計画的・体系的に取組を進めていきます。

■多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています

■多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています

（１）多文化共生の意識定着と参画促進

日本人住民と外国人住民が、互いに生活習慣や文化の違いを認め合い、共に地域社会を築いていけるよう、啓発イベントを実施するなど、多文化共生意識の醸成に向けた取組を実施します。

また、日本人住民と外国人住民の相互理解を促す取組の一つとして「やさしい日本語」の普及・啓発に取り組みます。

（２）外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの相談にきめ細かく応じられるよう、弁護士等の専門相談をはじめ、ケース検討会を実施するなど相談員の資質向上や相談体制の更なる充実に取り組みます。また、県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）等により、外国人住民が必要とする行政や生活に関する情報を引き続き適切に提供するとともに、防災や医療等の命にかかわる情報については「やさしい日本語」を含む多様な言語での発信や情報提供が行われるよう取り組みます。

さらに、災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成研修や避難所の受入訓練等に取り組むとともに、外国人患者が安心して受診できるよう、医療通訳の育成や医療機関へのモデル配置等を実施します。

（３）地域日本語教育の推進体制づくり

日本語学習を希望する全ての外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町の日本語教室の開設支援や学習支援ボランティアの育成を行うとともに、日本語学習の支援が必要なエリアを広くカバーするため、オンライン日本語教室をモデル的に実施します。

（４）ライフステージに応じた支援

関係部局で構成する「多文化共生の推進に関する三重県庁内調整会議」において部局横断的に情報交換や施策の推進に係る協議等を行い、市町等とも緊密な連携を図りながら、外国人住民が妊娠・子育て・教育・就労・医療・介護など、ライフステージに応じて必要となるサービスを切れ目なく享受できるよう取り組みます。

別紙

三重県多文化共生推進計画　概要版

計画期間：令和６（2024）年度　～　令和８（2026）年度

1．計画策定の趣旨

国における外国人労働制度の見直しにより、本県においても外国人労働者やその家族の更なる増加が見込まれています。県内の外国人住民が安全に安心して生活できる環境を整えるとともに、地域社会を築くパートナーとして位置づけ、多文化共生社会をともに実現していくことが求められています。このような状況をふまえ、多文化共生施策の一層の推進を図るため、これまでの「多文化共生社会づくり指針」を「三重県多文化共生推進計画」に改め、計画的・体系的に取組を進めていきます。

2．三重県がめざす多文化共生の地域社会像

■多様な文化的背景の住民が、地域社会を一緒に築いています
■多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされています

3．基本施策・主な取組

（1）多文化共生の意識定着と参画促進

①日本人住民と外国人住民の相互理解の促進と人権意識の定着

1月の多文化共生に係る啓発月間を中心に、多文化共生の基本理念等を普及させるための啓発イベントを実施

・「多文化共生フォーラム」（仮称）の開催　　・国際交流員による多文化共生に関する出前講座の実施

②「やさしい日本語」と日本語学習の必要性の啓発

日本人には「やさしい日本語」の使用を、外国人には生活に必要な日本語の習得を呼び掛ける運動を展開

・外国人を雇用する企業への「やさしい日本語」の使用および外国人従業員への日本語習得の啓発

・各市町と連携し、新たに転入する外国人へ、県内の日本語教室一覧や日本語学習に活用できるツールを案内

（2）外国人住民の安全・安心な生活環境づくり

①行政・生活情報の「やさしい日本語」を含む多様な言語での提供

特に防災や医療など命に関わる情報については、「やさしい日本語」を含む多様な言語での提供を強化

・MieInfoにおいて、行政情報や生活に必要な情報を「やさしい日本語」を含む７言語で提供

②相談体制の充実

MieCoにおいて、外国人住民の生活全般にわたる相談を11言語で受け付けるとともに、関係機関と連携した対応を強化

・弁護士や出入国在留管理局等による専門相談を併せて実施　　・相談事例を関係機関で協議するケース検討会の実施

③安全対策の強化

外国人患者が安心して受診できる体制整備や災害発生時の対策、児童相談体制等を強化

・「外国人防災リーダー」の育成や、避難所における外国人受け入れ訓練の実施

・医療通訳者の育成および医療機関へのモデル配置

④生活支援の充実

ライフステージに応じた継続的な支援の観点から、庁内各部局と連携し、施策を実施

・外国人児童を多数受け入れている保育所における保育士の加配　　・県立夜間中学における就学機会の提供

・外国人留学生の起業支援

（3）外国人住民への日本語教育の推進

①日本語教室の体制整備

市町の日本語教室開設支援やオンライン日本語教室、学習支援者（ボランティア）の研修等を実施

・県全域を対象としたオンライン日本語教室のモデル実施

②外国人住民のライフステージや実状に応じた日本語教育の推進

「未就学児」「児童生徒」「労働者」「定住外国人」等、外国人のライフステージや実情に応じた日本語教育を推進

・多文化子育てサロン設置の先進事例を学ぶ研修会を実施

・企業内日本語教室開設の支援

③日本語教育推進体制の整備

地域日本語教育コーディネーターの地域展開や、日本語教育に携わる各主体間の情報共有および連携の促進

・地域日本語教育コーディネーターによる日本語教育関係者への地域課題等の提供

・「三重県日本語教育プラットフォーム」の運用による、市町や国際交流協会、日本語教室等の各主体間の連携促進

（4）ライフステージに応じた支援

外国人住民が、子育て・教育・就労・医療など、ライフステージに応じて必要となるサービスを切れ目なく享受できるよう、県庁内調整会議等を通じて情報交換や施策の推進に係る協議を実施

ライフステージに応じた支援一覧

		未就学期 ※５歳頃まで	学齢期（小学校～高校） ※６歳～１８歳頃まで	青年期～成人期 ※１９歳～６４歳頃まで	高齢期 ※６５歳以上
1	多文化共生の意識定着と参画促進	**①日本人住民と外国人住民の相互理解の促進と人権意識の定着** ●国際交流員の派遣による多文化共生や異文化理解に係る出前講座の実施 ●多文化共生に係る啓発月間を中心に、市町や庁内関係部局と連携し、多文化共生の基本理念等を普及させるための啓発イベントを実施 **②「やさしい日本語」と日本語学習の必要性の啓発** ●日本人への「やさしい日本語」の使用の呼びかけ　●外国人への生活に必要な日本語の習得の呼びかけ			
2	外国人住民の安全・安心な生活環境づくり	**①行政・生活情報の「やさしい日本語」を含む多様な言語での提供** ●特に防災や医療など命に関わる可能性がある情報は「やさしい日本語」を含む多様な言語での情報提供を強化　●MieInfoによる適切な情報の提供　●三重県HPの多言語配信 **②相談体制の充実** ●労働相談の体制の充実 ●MieCoの相談体制の充実 **③安全対策の強化** ●医療通訳の普及に向けた医療機関への啓発の実施　●医療通訳者の育成　●医療機関に医療通訳者を試行的に配置 ●外国人児童に係る相談体制の強化（24時間電話通訳や児童相談所への通訳の派遣） ●市町と連携した外国人防災リーダーの育成 ●「みえ災害時多言語支援センター」の運営体制の整備や、同センターの立ち上げを想定した図上訓練の実施 **④生活支援の充実** **子ども・子育て家庭への支援** ●保育士の加配措置 ●妊娠・出産・子育てに関する情報提供 **教育分野での支援** ●市町における就学前支援教室（プレスクール）や外国につながる子どもの就学時の情報交換等、幼稚園、保育所、小学校等における連携に関する取組の支援 ●不就学等児童生徒への対応 ●県立学校、夜間中学における就職実現コーディネーターの配置や就職・進学セミナーの実施 **保健・福祉・介護分野での支援** ●社会保険制度（年金・医療・介護）の仕組みについての情報提供 ●外国人看護師候補者や介護福祉士候補者への日本語や専門技術の学習支援 **労働分野での支援** ●外国人住民向け職業訓練の実施　●企業に対し、適切な労働環境の整備に係る啓発を実施　●外国人留学生の起業支援 **住環境の整備**　●外国人住民が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、三重県居住支援連絡会による支援の実施　●県営住宅に入居する外国人住民からの相談に多言語で対応		
3	外国人住民への日本語教育の推進	**①日本語教室の体制整備** ●市町の日本語教室開設の支援　●日本語学習支援者のスキルアップのための研修や学習教材等の情報の提供　●日本語学習支援者の掘り起こしに取り組む市町や国際交流協会の支援 ●県全域を対象としたオンライン日本語教室をモデル的に実施 **②外国人住民のライフステージや実状に応じた日本語教育の推進** ●小中学校への外国人児童生徒巡回相談員の配置 ●県立高校への外国人生徒支援専門員や日本語指導アドバイザーの配置、日本語指導担当者研修の実施 ●企業における外国人従業員の日本語習得に係る取組の啓発 ●日本語を習得していない定住外国人への学習の働きかけや、学習ツールの情報提供 ●日本語の習得を希望する外国人住民が容易に学習環境にアクセスできる環境の構築 **③日本語教育推進体制の整備** ●日本語教育に携わる各主体の情報共有や連携を促進　●地域日本語教育コーディネーターの地域展開		

7　県民の社会参画の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1　現状

（1）ＮＰＯ法人について

県が認証するＮＰＯ法人は744法人（令和６年３月31日現在）あり、「保健・医療・福祉」「まちづくり」「子どもの健全育成」等の分野で活動されています。

県においては、「みえ県民交流センター」を拠点に、県民の皆さんの理解や参画を促進するための情報を発信するとともに、ＮＰＯや中間支援組織※1の活動強化を図るためのセミナー等を開催し、県民の皆さんの社会参画、地域課題を解決する取組を支援しています。

※１　市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う団体

（2）みえ災害ボランティア支援センター（ＭＶＳＣ）について

「みえ災害ボランティア支援センター（ＭＶＳＣ）※2」は、県内外で大規模災害が発生した際に設置し、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援を行います。なお、平時は、毎月、幹事団体が情報共有や意見交換を行うとともに、研修会や防災訓練等に参加し、発災時における受援体制の強化や、ＭＶＳＣと各支援主体（ＮＰＯ、ボランティア団体、企業等）との連携強化に取り組んでいます。

今般の能登半島地震の発生を受け、令和６年１月 10 日にＭＶＳＣを設置し、被災地の状況や支援ニーズ等の情報収集や情報発信を行うとともに、災害ボランティア活動支援金を募集し、被災者支援を行う県内団体等への活動費の助成を行っています。また、被災者支援を希望する県内の団体等を登録するバンクの設置や、県内の団体等の支援活動報告や意見交換を行う情報共有会議を開催するなど、災害ボランティア活動の支援に取り組んでいます。

※２　７つの幹事団体で構成

【幹事団体】
特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県（災害対策推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課）

2　課題

ＮＰＯ活動（市民活動やボランティア活動等）が活性化し、継続的に実施されるためには、県民の皆さんの理解や参画を促進するとともに、さまざまな地域の諸課題に対応できるよう支援を実施していく必要があります。

また、大規模災害が頻発する中、災害発生時に県内外からの被災者支援の担い手を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な支援活動ができるよう、ＭＶＳＣのコーディネート機能や平時からの連携・つながりの強化を図る必要があります。

能登半島地震の被災地では、長期的な支援が必要とされていることから、引き続き、県内のＮＰＯ・団体等と連携し被災者支援に取り組む必要があります。

３　今後の取組方向

（１）ＮＰＯの運営基盤の強化

県民の皆さんの社会参画を促進するとともに、ＮＰＯがさまざまな地域の諸課題に対応できるよう、引き続き、みえ県民交流センターを拠点に、企業とＮＰＯとの協働、連携の促進に向けたセミナー等の開催やホームページでの情報提供を行うほか、ＮＰＯや中間支援組織の運営基盤の強化を支援するため、ＮＰＯグレードアップセミナーの開催や「県民応援ＮＰＯプロジェクト」として、社会課題に取り組む事業へのスタートアップ資金の助成などを行います。

（２）ＭＶＳＣのコーディネート機能強化

各支援主体（ＮＰＯ、ボランティア団体、企業等）が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、平時からの連携・つながりを強化するための研修会の開催や、防災訓練への参加等を通じ、ＭＶＳＣのコーディネート機能強化や市町における受援体制整備の支援に取り組みます。

能登半島地震の被災者支援については、引き続き、被災地の状況や支援ニーズ等の情報収集や情報発信、県内の団体等の支援活動に対する助成等を行うとともに、定期的に情報共有会議を開催します。また、被災地で活動しているＮＰＯ等と連携した支援活動を実施するなど、県内の団体等が、被災者ニーズに応じた支援活動を円滑に行えるよう取り組みます。

8　交通安全対策の推進について

くらし・交通安全課

1　現状

交通事故防止に向け、「三重県交通安全条例」や「第 11 次三重県交通安全計画」に基づき、関係機関等と連携し、四季の交通安全運動等による広報・啓発活動や交通安全教育をとおして、交通安全意識および交通マナーの向上を図っています。

また、飲酒運転の根絶に向け、「三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす条例」および「第３次三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす基本計画」に基づき、関係機関等と連携し、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という規範意識の定着を図るとともに、飲酒運転違反者に対してはアルコール依存症に関する診断の受診促進を図り、再発防止に努めています。

表１　死傷者数等の推移　※暦年

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５
人身事故件数	8,100	7,169	6,038	5,441	4,687	3,647	2,966	2,722	2,917	2,976
死傷者数	10,829	9,604	8,258	7,199	6,223	4,763	3,805	3,400	3,698	3,833
死者数	112	87	100	86	87	75	73	62	60	**66**
高齢者の死者数	57	52	52	37	57	42	39	40	41	33

表２　飲酒運転人身事故件数等の推移（条例施行：平成 25 年７月）※人身事故件数は暦年

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R２	R３	R４	R５
人身事故件数	55	44	36	34	42	36	37	28	42	**32**
受診率〈％〉※年度	45.2	43.7	37.8	42.0	46.8	47.3	51.2	55.4	59.0	45.8

※受診率：飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する年度ごとの受診率。
R５年度分は令和６年３月末現在の暫定値（確定は令和６年７月の予定）

2　課題

県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向が続いていますが、令和５年は 66 人で、前年より６人増加しました。交通事故死者数に占める高齢者の割合は５割となり、交通弱者（歩行中、自転車乗用中）の割合は約４割となっていることから、このような特徴をふまえた取組が必要です。

また、令和５年の飲酒運転による人身事故件数は 32 件で、前年より 10 件減少しましたが、飲酒運転の根絶には至っていません。規範意識の定着と再発防止を図る取組が、引き続き求められます。

さらに、道路交通法の改正に伴い、令和５年４月から全世代の自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されたことを受け、令和５年７月に実施された警察庁調査では、県内の着用率が全国５位になったものの、26.5％に留まっていることから、引き続き、交通ルールの周知と着用促進の取組が必要です。

３　今後の取組方向

交通事故防止に向け、交通安全意識および交通マナーの向上を図っていくため、交通事故実態等をふまえ、四季の交通安全運動等により広報・啓発に重点的に取り組んでいきます。特に交通事故死者に占める割合の高い高齢者や自転車利用者等の交通弱者等を対象に、テレビのＷＥＢ配信サービス等を通じた交通ルールの重点的な広報や、ヘルメット着用促進を含めた自転車安全利用の啓発に取り組みます。

また、飲酒運転等の根絶に向けて、飲酒運転事故等の発生状況をふまえながら、酒類を販売する店舗等における更なる啓発を行うとともに、飲酒運転違反者の医療機関への受診の促進、飲酒運転とアルコール問題に関する相談等を引き続き実施していきます。

『第１１次三重県交通安全計画』の概要

別紙１

１．計画の理念等

○ 計画期間　令和３年度～令和７年度（５年間）
○ 基本理念（抜粋）
・交通事故のない社会をめざして
・歩行者等を優先した交通安全思想
・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
１ 交通社会を構成する三要素（人間・交通機関・交通環境）に係る安全対策
２ これからの５年間（計画期間）において特に注視すべき事項
（１）人手不足への対応
（２）先進技術導入への対応　など
３ 横断的に重要な事項
（１）救助・救急活動および被害者支援の充実
（２）参加・協働型の交通安全活動の推進　など

２．目標の設定

【１．道路交通の安全】①交通事故死者数　→　55 人以下（令和７年）
②交通事故重傷者数　→　400 人以下（令和７年）
【２．鉄道交通の安全】③乗客の死者数　→　０人（令和７年度）
【３．踏切道における交通の安全】④踏切事故件数　→　対令和２年度比約１割削減（令和７年度）

３．道路交通の安全についての対策

Ⅰ　今後の道路交通安全対策を考える視点
・交通事故死者数全体の約５割を高齢者が占め、高い水準となっている。
・従来の交通安全対策を基本としつつ、社会情勢、交通情勢の変化等に対応した、より効果的な対策への改善、有効な施策を推進する。

Ⅱ　講じようとする施策
１　道路交通環境の整備
・生活道路等における歩行者等を優先した安全・安心な歩行空間の整備
・高齢者等の移動手段の確保・充実（新）
２　交通安全思想の普及徹底
・高齢者に対する交通安全教育の推進
・横断歩行者の安全確保（新）
３　安全運転の確保
・飲酒運転防止対策の充実　三重県独自の項目
・運転者の健康起因事故防止対策の推進（脳 MRI 検診等）
４　車両の安全性の確保
・自動運転車の安全対策・活用の推進（新）
５　道路交通秩序の維持
６　救助・救急活動の充実
７　被害者支援の充実と推進
・自転車損害賠償責任保険等への加入促進　三重県独自の項目
８　調査研究の充実

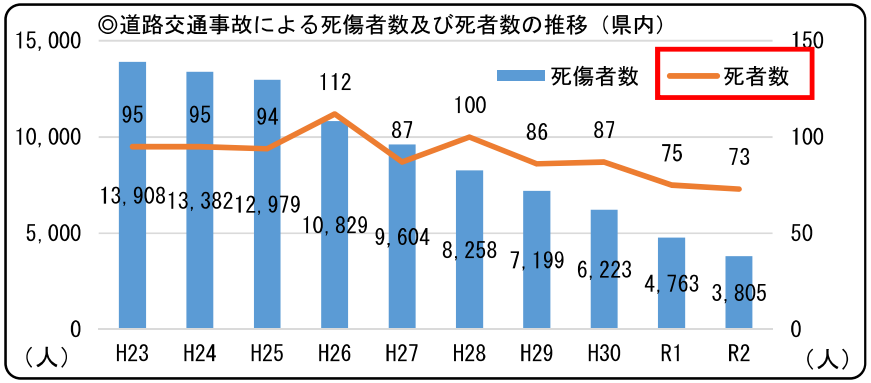

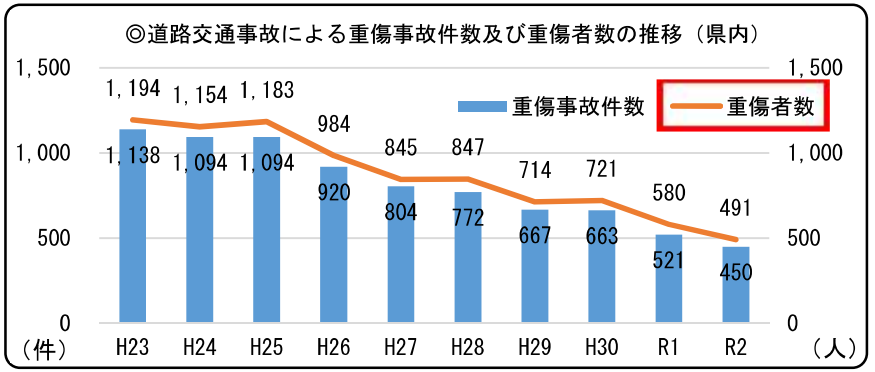

４．鉄道交通の安全についての対策

【重大な列車事故の未然防止】
１　鉄道交通環境の整備
２　鉄道交通の安全に関する知識の普及
３　鉄道の安全な運行の確保
・・・保安監査の実施、安全上のトラブル情報の共有・活用、大規模な事故等が発生した場合の適切な対応、計画運休への取組
４　救助・救急活動の充実
５　被害者支援の推進
６　鉄道事故等の原因究明と再発防止

５．踏切道における交通の安全についての対策

【それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進】
１　踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備の促進
２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
３　踏切道の統廃合の促進
４　その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

《陸上交通の安全》～交通事故ゼロ、飲酒運転０（ゼロ）をめざす安全なまちづくり～

【所管事項説明】

別紙２

「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」概要

これまでの取組の成果と現状

県内の飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」の施行（平成25年7月）以降のオール三重での関係者連携の取組により、全国平均を大幅に上回る減少率を記録し、全国でも有数の飲酒運転事故が少ない県となっています。しかし、一方で、いまだに飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在している状況です。

課題

計画の基本方針である「規範意識の定着」「再発防止」に向けた取組を中心とする関係者連携の取組を、さらに推進していくことが要とされています。

◎計画期間　5年間（令和3年度～令和7年度）

【基本目標】 飲酒運転による人身事故件数
令和7年までに18件以下

基本方針

規範意識の定着

1－1
飲酒運転防止のための取組
○ 県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着を図るための教育、啓発活動の推進

1－2
教育機関等による教育
○ 教育機関等における発達段階に応じた飲酒運転防止教育の推進

再発防止

2－1
飲酒運転再発防止のための措置
○ 飲酒運転違反者に対する再発防止のための教育および啓発活動の推進

2－2
飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策
○ 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務履行の促進、アルコール関連問題の知識の普及・啓発活動の推進

3
計画の推進
○ 県及び三重県交通対策協議会による推進体制の確立・連携

【活動目標】

① ハンドルキーパー推進店等の新規指定
年間700店（事業所）以上

② 企業等における社内教育の実施
年間1,500回以上【新】

③ 飲酒運転防止にかかる交通安全教育（教科又は特別活動等における教育）実施率
毎年度100%実施

④ 各種交通安全講習等における飲酒運防止教育の実施率
毎年度100%実施

⑤ 飲酒運転違反者の受診率
令和7年度までに50%以上

取組概要

1－1
飲酒運転防止のための取組
（1）飲酒運転防止意識の普及徹底　※社内教育の推進【新】
（2）広報啓発活動の推進
（3） 事業所による取組

1－2
教育機関等による教育
（1）段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進
（2）運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

2－1
飲酒運転の再発防止のための措置
（1）飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動
（2）飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

2－2
飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策
（1）飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務　※再勧告【新】
（2）アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

3
総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり
（1）県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進
（2）相談体制の確立
（3）情報提供
（4）飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日（毎年12月1日）
（5）表彰
（6）年次報告

９　安全で安心なまちづくりの推進について

くらし・交通安全課

１　現状

（１）犯罪情勢等

平成 14 年に戦後最多（47,600 件）を記録した県内の刑法犯認知件数は、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」の施行（平成 16 年 10 月）以降、県民意識の高まりや防犯設備の普及等により減少傾向が続いていましたが、令和５年は 9,955 件（対前年比 2,308 件増）と戦後最少となった令和３年から２年連続して増加しています（表参照）。

県内の自主防犯活動団体数は、平成 15 年の 23 団体から令和５年は 917 団体へと大幅に増加し、各地でさまざまな自主防犯活動等が展開されています。

表　刑法犯認知件数

	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5年
認知件数	11,247	10,322	8,560	7,410	7,647	9,955

令和５年に県のｅ-モニターを活用して実施したアンケート「あなたの住む地域では、３年前と比較して、治安はどのようになったと思いますか」との問いに対しては、下の円グラフに示すとおり、「悪くなった」「どちらかと言えば悪くなった」が 14.4%で、「良くなった」「どちらかと言えば良くなった」の 4.9%を上回っており、依然として体感治安の向上には至っていません。

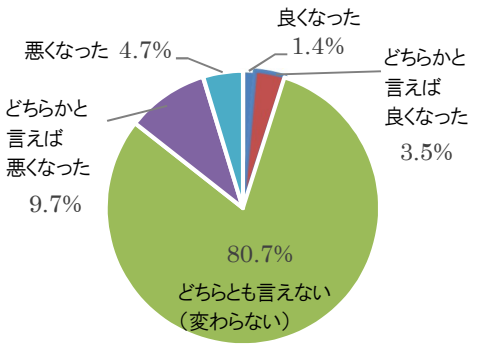

《アンケートの概要》
・実施期間：令和5年8月 30 日～9月5日
・対象者数：1,000 人
・回答数：1,000 人
・回答率：100%

図　３年前と比較した治安意識の変化

（２）これまでの取組

安全で安心な三重を実現するため「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第２弾（令和２年度～令和５年度）」（以下「プログラム・第２弾」）に基づき、さまざまな主体と協働して、取組を進めてきました。

令和５年度は、教育委員会と連携し、「安全・安心まちづくり地域リーダー」と「スクールガード・リーダー育成講習会」を同時開催し、新たに 28 名の地域リーダーを養成しました。

また、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図るため、防犯ボランティア団体、事業者、市町等が一堂に会する「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の先進的な防犯・見守り取組事例を県民の皆さんに周知しました（90 名参加）。

さらに、令和５年６月から新たに「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の運用を開始し、391 事業者に登録いただきました。

２　課題

安全で安心な三重のまちづくり推進に向けては、県と市町の役割分担に応じた取組が不可欠であるものの、市町の推進体制や取組状況に差異があるため、より一層連携を図っていく必要があります。

地域防犯活動の課題である「活動人員の高齢化」や「担い手不足」に対応するため、地域に密着した事業者との連携を強化するなど、持続可能な防犯・交通安全活動につなげていく必要があります。

依然として子どもや女性、高齢者が対象となる犯罪は後を絶たず、県民の皆さんの犯罪等への不安感は解消されていないため、地域防犯力の底上げや地域の防犯・見守り活動の「見える化」に取り組む必要があります。

３　今後の取組方向

「プログラム・第２弾」の成果と課題をふまえ改定した「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第３弾（令和６年度～令和８年度)」（以下「プログラム・第３弾」）が県民の皆さんに、十分活用されるよう周知に努めていきます。

市町等との連携強化については、意見交換の機会を充実させることにより、県と市町で「プログラム・第３弾」の理念や方向性を共有するとともに、日頃から県と市町の緊密な連携について十分意識しながら、「めざす姿」の実現に向けて取り組んでいきます。

「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」については、小売業や鉄道といった多くの県民の皆さんが利用する地域に密着した事業者に参加いただけるよう、事業者団体や市町等を通じて幅広く制度を周知し、拡大を図ります。防犯サポート事業者が実施する活動内容については、ホームページ掲載等により防犯活動の「見える化」を行います。

また、地域の自主防犯活動を活性化させるため、引き続き市町と連携し「安全・安心まちづくり地域リーダー養成講座」を実施するとともに、「安全・安心まちづくりフォーラム」の開催や、ＳＮＳを活用した情報発信を強化することで防犯意識の醸成を行います。

別紙１

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（概要）

前文

すべての県民は、自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備することにより、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちの実現を図ることを決意し、この条例を制定

目的

県等の責務を明らかにし、犯罪を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定め、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちを実現すること

責務

県　総合的な施策を策定し実施。県民・事業者・市町と協力
県民　理解を深め、自らの安全の確保に積極的に努める
事業者　事業活動に関し、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講じる

【推進体制の整備】県は、県・県民・事業者・市町・関係団体が意見交換し、相互に連携協力することができる体制を整備
【広報啓発】県は、必要な広報啓発活動を行う

【市町が実施する施策に対する支援】県は、市町が実施する施策を支援
【自主的な活動に対する支援】県は、県民・事業者・団体の自主的な活動に対し支援

【学校等における児童等の安全の確保】知事及び教育委員会は、公安委員会と協議し、学校等における児童等の安全を確保するため、指針を定める。
学校等設置管理者は、指針に定める措置を講ずるよう努める
【通学路等における児童等の安全の確保】知事は、教育委員会及び公安委員会と協議し、通学路等における児童等の安全を確保するため、指針を定める。
通学路等管理者・保護者・学校等管理者・地域住民・警察署長は、連携して指針に定める措置を講ずるよう努める

【犯罪の防止に配慮した道路等の普及】県は、犯罪の防止に配慮した道路等の普及に努める。
知事は、公安委員会と協議し、犯罪の防止に配慮した道路等について指針を定める。
道路等設置管理者は、指針に定める措置を講ずるよう努める
【犯罪の防止に配慮した住宅の普及】県は、犯罪の防止に配慮した住宅の普及に努める。
知事は、公安委員会と協議し、犯罪の防止に配慮した住宅について指針を定める。
住宅の建築又は改修者・設計者・工事施工者は、指針に定める措置を講ずるよう努める
【犯罪の防止に配慮した自動車等の普及】自動車等販売業者は、犯罪の防止に配慮した自動車等の普及に努める

【空地又は空家における犯罪防止の措置】空家・空地の所有者・管理者は、犯罪防止に必要な措置を講ずるよう努める
【深夜物品販売を行う店舗における犯罪防止の措置】公安委員会は、深夜物品販売を行う店舗における犯罪防止に必要な措置に関する指針を定める。
深夜物品販売業者は、指針に定める措置を講ずるよう努める

【指針の策定手続等】知事・教育委員会・公安委員会は、指針を定め、又は変更しようとするときは、市町長の意見を聴くとともに、県民・事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
知事・教育委員会・公安委員会は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表する

別紙２

『安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム』の概要

～ **アイデア** を集め、**アクション** を広げよう ～　**第３弾**

策定の背景

○近年、県内の刑法犯認知**件数・交通事故死傷者数**は**増加傾向**にあります。

○しかしながら、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪等が跡を絶たず、**県民の皆さんの不安**は**依然として解消されていません。**

（3年前と比べて治安が「良くなった」と思う人より、「悪くなった」と思う人の方が多い結果に・・・）

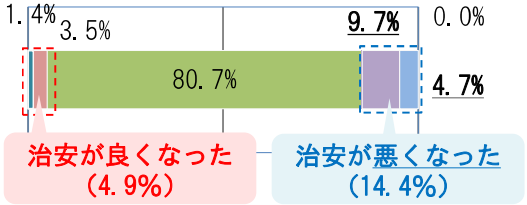

○令和元年に発生した**大津市**での園児の交通死亡事故や**川崎市**での児童らが登校途中に命を奪われた痛ましい事件等を教訓として、同じような被害者を出さないため、**県を挙げて、県民・事業者等さまざまな主体と協創**し、防犯・交通安全の取組を推進する必要があります。

プログラムの特色

❑『進化』したプログラム

…県民や事業者をはじめとした関係の皆さんと一緒に、「犯罪や交通事故のない　安全で安心な三重」の実現をめざします。

❑さまざまな主体の意見を聞きながら進めます

…外部有識者や県民代表、関係団体からなる「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」等において、活動指標の達成状況や取組状況等に係る意見を聴取することで、さまざまな主体とともに、めざす姿の実現に向け方向性等の改善を図っていきます。

…毎年度開催している「安全・安心まちづくりフォーラム」等を通じて、県民・事業者の皆さんと一緒に、成果や課題、今後の方向性を共有し、さまざまな主体と連携し、活動への気運を高めます。

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議

❑『市町』と一緒に進めます

…対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、それぞれの期待される役割に応じたアクションを起こし、かつ相互に補完することにより、「めざす姿」の実現をめざします。

プログラムの概要

［計画期間：令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間］

めざす姿　**さまざまな主体と連携してつくる　犯罪**や**交通事故**のない、**安全で安心な三重**

県民・事業者等多様な主体の**協働**

▼３つの「基本方針」

「意識」づくり　**「地域」づくり**　**「環境」づくり**

「注力する方向性」

- **○ 県民が犯罪被害・交通事故の当事者にならないための意識づくりに努める**
- **○ さまざまな主体と連携した持続可能な防犯・交通安全活動が行われる地域づくりに努める**
- **○ 犯罪や交通事故を防ぐ取組を広め、安全 安心感のある環境づくりに努める**

▼基本目標

- 刑法犯認知件数の減　（↓）
- 交通事故死者数の減　（↓）
- 交通安全・防犯など身のまわりの安全に係る「満足層」の割合の増（↑）

▼進捗管理

- 有識者等からなる**推進会議**等で、意見を聴取しながら改善を図ります。
- **フォーラム**で県民等と方向性を共有します。

▷ 県民や事業者の皆さんの**アイデア**によって、**アクション**の進化を図る「三重県オリジナルの計画」です

10　犯罪被害者等支援について

くらし・交通安全課

１　現状

（１）犯罪被害者等への支援

犯罪被害者やその家族等が受けた被害の早期回復・軽減や生活再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、「三重県犯罪被害者等支援条例」および令和５年度に改定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期：令和６年度～令和８年度）」に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、平成31年４月に都道府県で初となる「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設し、見舞金の給付を通じた支援を行っています。

市町における条例制定等の動きも進み、現在、全ての市町において犯罪被害者等支援に関する条例または要綱が施行されています。

表１　三重県犯罪被害者等見舞金給付要領に基づく見舞金の支給実績

	遺族見舞金 (60万円)	重傷病見舞金 (20万円)	精神療養見舞金 (５万円)	支給合計金額
令和元年度	１件	６件	２件	190万円
令和２年度	２件	４件	２件	210万円
令和３年度	２件	７件	２件	270万円
令和４年度	１件	５件	３件	175万円
令和５年度	３件	１件	３件	215万円

（２）性犯罪・性暴力被害者等への支援

性犯罪・性暴力被害者の相談・支援については、平成 27 年にワンストップ支援窓口として開設した「みえ性暴力被害者支援センター　よりこ」（以下「よりこ」）において、関係機関と連携しながら、心身の早期回復に向け、被害者に寄り添って支援を行っています。

令和５年度の相談件数は、497 件（対前年度比 161 件減）となり、これまでの増加傾向から一転して昨年度から減少しています。相談方法では、電話相談が 254 件（同 61 件減）と最も多く、ＳＮＳによる相談が、二番目に多い 160 件（同 60 件減）でした。

表２　よりこ相談件数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
件数	262	328	331	390	328	623	637	658	**497**

表３　相談方法別件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度比
電話相談	369	330	315	**254**	▲61
メール相談	78	71	57	21	▲36
SNS相談	95	154	220	**160**	▲60
面接相談	77	73	37	50	＋13
法律相談	4	9	29	12	▲17
合　計	623	637	658	497	▲161

２　課題

（１）犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、直接的・間接的にさまざまな被害を受けているため、被害者等の置かれた状況に応じた適切な支援を提供するとともに、市町、関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制を整備する必要があります。

また、誹謗中傷等の二次被害を防止し社会全体で支える気運を醸成していくため、県民の皆さんの犯罪被害者等に対する理解を促進する必要があります。

（２）性犯罪・性暴力被害者への支援

性犯罪・性暴力は、人としての尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されるものではなく、ひとたび発生すれば、被害者の心に深い傷を負わせ、その回復には長い年月を要します。

性犯罪・性暴力被害に対する被害者意識の変容や社会的認識の広がりから、中長期にわたる精神的ケア、子どもの性被害など、性犯罪・性暴力に関する相談・支援ニーズがさらに増加・多様化することが見込まれます。

このような状況の中、まずは被害を発生させない環境づくりや意識づくりが重要となることから、新たに性暴力の根絶に特化した条例を制定し、関係する各主体の責務を明確化するとともに、広く県民の理解を深める取組を推進する必要があります。

３　今後の取組方向

（１）犯罪被害者等への支援

令和５年度に改定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」を活用した研修会やブロック別意見交換会の開催、施策集の作成支援をとおして、市町職員等の支援従事者の対応力向上、関係機関の連携強化を図りながら、総合的な支援体制を整備していきます。

また、引き続き、犯罪被害者等見舞金の給付や新たに創設した犯罪被害者等再提訴費用助成金の周知、市町・関係機関と連携したイベントの開催や街頭啓発など犯罪被害者等への支援に取り組みます。

（２）性犯罪・性暴力被害者への支援

今後、増加・多様化が見込まれる性犯罪・性暴力の相談・支援ニーズに対応するため、①ＤＶ・妊娠ＳＯＳ・性暴力の３分野合同ＳＮＳ相談の継続、②国の夜間休日コールセンターと連携した 24 時間 365 日相談対応の継続、③連携協力病院（精神科）の拡充等に取り組みます。

また、子どもを性被害から守るため、周囲の大人が性被害を受けた子どものサインに気づけるよう、幼稚園・保育所等未就学児童の保護者および保育士等に対するプライベートゾーンなど性被害防止に関する啓発や相談窓口の周知等に取り組みます。

さらに、三重県からあらゆる性暴力の根絶をめざし、県等の責務や被害者支援の基本的な施策を定める「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」の制定に向けて、有識者等で構成する懇話会を設置して意見を聞くなど検討を進めます。

三重県犯罪被害者等支援条例（概要）

別紙１

Ⅰ　総則

【目的】
○犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務を明らかに
○犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進
○犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建の支援を行い、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進

【定義】
この条例において必要な用語を定義
○犯罪等
○犯罪被害者等
○二次被害
○民間支援団体

【基本理念】
○犯罪被害者等の個人としての尊厳にふさわしい処遇が保障される権利が尊重されること。
○犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の事情に応じ適切に推進されること。
○犯罪被害者等の心身の状況に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること。

【責務】
➢ **県の責務**
犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し実施
➢ **県民の責務**
犯罪被害者等支援の必要性等についての理解、二次被害が生じることのないよう十分な配慮、県が実施する犯罪被害者等支援施策への協力に努める
➢ **事業者の責務**
犯罪被害者等支援の必要性等についての理解、二次被害が生じることのないよう十分な配慮、県が実施する犯罪被害者等支援施策への協力に努める
➢ **民間支援団体の責務**
犯罪被害者等の支援に関する知識及び経験を活用した犯罪被害者等支援、県が実施する犯罪被害者等支援施策への協力に努める

Ⅱ　推進体制の整備

【総合的な支援体制の整備】
犯罪被害者等支援を総合的に推進するための体制を整備

【推進計画】
犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定める

【支援従事者の育成】
犯罪被害者等の支援に従事する者（支援従事者）に対して、研修等を実施

【支援従事者に対する支援】
支援従事者が犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するための研修等を実施

【民間支援団体に対する支援】
民間支援団体等の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供等必要な施策を行う

【市町に対する支援等】
市町と協力して取組を進める。また、市町が設置する犯罪被害者等支援を総合的に行う窓口の体制の充実を図るための必要な支援を行う

Ⅲ　基本的施策

【相談及び情報の提供】
相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う

【経済的負担の軽減】
受けた被害による経済的負担の軽減を図る

【保健医療サービス及び福祉サービスの提供】
心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供

【損害賠償請求に関する支援】
損害賠償請求訴訟に関し、情報の提供及び助言

【安全の確保】
安全を確保するため、一時保護、施設の入所等の保護、防犯指導等を行う

【居住の安定】
県営住宅への優先入居等を行う

【雇用の安定】
犯罪被害者等への就労支援、事業者に情報提供等

【県民の理解の促進】
犯罪被害を考える週間を設定

【学校における教育の促進】
理解を深め、二次被害を防止するための教育を実施

別紙２

三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）の概要

環境生活部くらし・交通安全課

計画の趣旨

犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）が受けた被害の早期回復・軽減、生活再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するために定めた「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

■平成31年４月　三重県犯罪被害者等支援条例
■令和元年12月　三重県犯罪被害者等支援推進計画　第一期（令和２年度～令和５年度）

計画の基本方針

■犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
■犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
■犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

計画の期間

令和６年度～令和８年度（３か年）

計画改定の基本的な考え方

現計画の取組成果と課題を検証し、残された課題、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化・社会情勢の変化等をふまえ、有識者・関係機関の意見等を反映し改定

犯罪被害者等の置かれている状況

■直接的被害…犯罪被害により命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われる等
■心身の不調…精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、場合によってはPTSDなどの持続的な症状の発症
■生活上の問題…医療費・弁護士費用などの支出、休職・退職による経済的困窮、自宅を失う等、平穏な日常生活を失う
■二次被害の問題…周囲の心無い言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関の過剰な取材等により精神的苦痛を受ける

具体的施策（重点施策）

性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発の更なる強化

みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化
■被害の潜在化を防ぐための広報活動の強化
■PTSD治療に精通した精神科を含めた医療機関との連携、支援内容の充実

学校現場における犯罪被害への対応力の強化
■子どもの性犯罪・性暴力被害発生時の対応力及び被害の潜在化を防ぐための対応力向上と連携強化

総合的な支援体制の強化

県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化
■関係機関相互の連携による県全体で支援を提供できる体制づくり
■市町の支援内容の充実

犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の充実
■支援従事者の対応力向上に向けた研修会の実施

県民理解の更なる促進のための広報啓発活動の強化

「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施 SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化
■啓発週間による集中したイベント開催・街頭啓発と、あらゆる機会をとらえ、さまざまな媒体を活用した広報啓発の実施

犯罪被害者等への支援に関する出前講座の実施
■学校・事業者等幅広い層に対して、犯罪被害に遭った場合の配慮や二次被害防止への理解の促進

数値目標

重点取組	目標項目	現状値	目標値
性犯罪・性暴力への支援体制・広報啓発の更なる強化について	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	2814人	延べ4,100人
総合的な支援体制の強化について	犯罪被害者等支援施策集等作成市町数	22市町	29市町
県民理解の更なる促進のための広報啓発活動の強化について	「犯罪被害者等が受ける二次被害」の認知度	83%	100%

11　消費生活の安全確保について

くらし・交通安全課

１　現状

消費者を取り巻く社会環境は絶え間なく変化しており、近年のデジタル化の進展やそれに伴う電子商取引の拡大、「民法」の成年年齢の引下げ等に関連して、さまざまな消費者トラブルの発生が懸念されています。

県では、「三重県消費者施策基本指針」（令和２年度～令和６年度）に基づき、市町等さまざまな主体と連携しながら、消費生活相談や消費者教育・消費者啓発、事業者指導に取り組むとともに、市町における消費生活相談の充実に向け支援しています（表１）。

令和５年度の県消費生活センターの相談件数は、1,817 件となりました（表２）。60 歳以上の方からの相談が約４割を占めており、相談内容としては、通信販売の相談が、全体の約４割を占めています。なお、市町を含めた県全体の相談件数としては、約１万件となっています。

事業者指導としては、特定商取引法に違反した事業者に対し、令和６年３月に同法に基づく行政処分（指示処分）を行うなど、取組を進めています。

表１　市町の相談体制の状況

項目	内容
消費生活相談窓口の設置	全 29 市町
消費生活センターの設置	８市３町 津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市・亀山市※1、 伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・大紀町・南伊勢町※2 ※１　鈴鹿市・亀山市は鈴鹿亀山地区広域連合で１センターを設置 ※２　鳥羽市・志摩市・玉城町・大紀町・南伊勢町は伊勢市センターに事務委託（事務協定）
消費生活相談員の配置	12 市５町 消費生活センターを設置する８市３町および桑名市、名張市、いなべ市、伊賀市、東員町、明和町

表２　三重県消費生活センターにおける相談件数　（単位：件）

	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
受付件数	2,294	2,317	2,114	1,793	**1,817**
対前年増減	▲292	23	▲203	▲321	24
増減率	▲11.3%	1.0%	▲8.8%	▲15.2%	1.3%
うち問合せ等を除く件数	2,180	2,213	2,024	1,703	1,723
60 歳以上の相談	863	799	800	684	682
全体に占める割合	39.6%	36.1%	39.5%	40.2%	39.6%
通信販売の相談	744	913	799	674	694
全体に占める割合	34.1%	41.3%	39.5%	39.6%	40.3%

注：　60 歳以上及び通信販売の相談件数および割合は、問合せ等を除いた件数に係る数値

２　課題

県消費生活センターは、県内消費者行政の中核センターとしての役割が期待されており、複雑化・高度化する相談への対応や市町における相談体制の整備・充実に向けた取組が求められています。

また、成年年齢引下げ等の社会環境をふまえた消費者教育・消費者啓発の充実とともに、事業者に対する指導・啓発に取り組んでいく必要があります。

３　今後の取組方向

現行の「三重県消費者施策基本指針」については、対象期間が今年度で終了することから、三重県消費生活対策審議会においての審議および関係者等の意見をふまえ、改定を行い、県民の消費生活の安定および向上が図られるよう取組を進めていきます。

（１）消費生活相談事業の取組

県消費生活センターの相談員に研修の機会を確保するとともに、市町相談員等を含めた勉強会を開催し、県内相談員全体の資質向上を図ります。また、市町の相談担当者からの相談（市町ホットライン）に対して助言を行うとともに、顧問弁護士による法律相談を実施するなど県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう取り組んでいきます。

（２）消費者教育・消費者啓発の推進

市町や消費者団体、事業者団体等のさまざまな主体と連携しながら、子どもから高齢者まで各世代の特性に適した方法で、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に向けた取組を推進します。

相談割合の約４割を占める通信販売や新たな消費者トラブル等についてもＳＮＳ等を含めた多様な情報媒体を活用して適時適切な情報提供を行います。

特に、若年者の消費者教育については、成年年齢の引下げをふまえ、学校等の教育機関との連携を強化し、若年者の参画を得ながら消費者教育・消費者啓発を継続的に実施するとともに、若年者を見守る保護者等への注意喚起や企業においても新入社員への消費者教育を行っていただくよう働きかけを行っていきます。

また、高齢者等の消費者トラブルの防止に向けては、地域における啓発の担い手として活動する「消費者啓発地域リーダー」を引き続き養成するとともに、地域の見守り力の向上のため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進します。

加えて、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の意識の定着を図るため、ＳＮＳの活用やイベント等へ出展するとともに、高等学校等とも連携するなど、若年者への普及啓発に取り組みます。

（３）事業者指導の取組

「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者指導を行うとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

なお、事業者指導においては、国や東海４県で構成する「東海地域悪質事業者対策会議」「東海４県広告表示等適正化推進会議」等と連携して効果的な指導に努めるとともに、法改正の動向等も注視しながら取り組みます。

12　脱炭素社会の実現について

地球温暖化対策課

1　現状

国においては、2050 年までに脱炭素社会の実現をめざすこととし、2021 年（令和３年）10 月に「地球温暖化対策計画」において、2030 年度における温室効果ガスの排出量を 2013 年度（平成 25 年度）（基準年度）比で 46%削減とする目標を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速させています。また、気候変動による影響が顕在化しているため、改正気候変動適応法が令和６年４月１日に施行され、熱中症対策が強化されました。

県においては、2019 年（令和元年）12 月に「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざすとともに、2023 年（令和５年）３月に、「三重県地球温暖化対策総合計画」（以下「総合計画」）を改定し、県域から排出される温室効果ガスを 2030 年度において基準年度比 47%削減、県の事務事業により排出される温室効果ガスを 52%削減とする目標を掲げ、具体的な削減に向けた取組を推進しています（図１）。

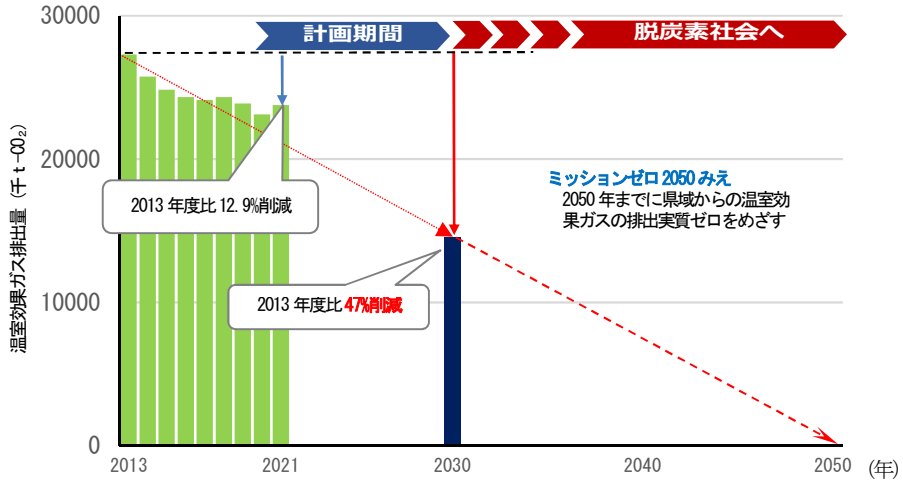

図１　2030 年度に向けた削減目標と 2050 年に向けた削減イメージ

なお、県域からの温室効果ガス排出量（吸収源活動による吸収量を含む）は、直近の確定値である 2021 年度（令和３年度）で基準年度比 12.9%減となっており、二酸化炭素排出量部門別構成比では、産業部門が約 57%を占めています（図２）。

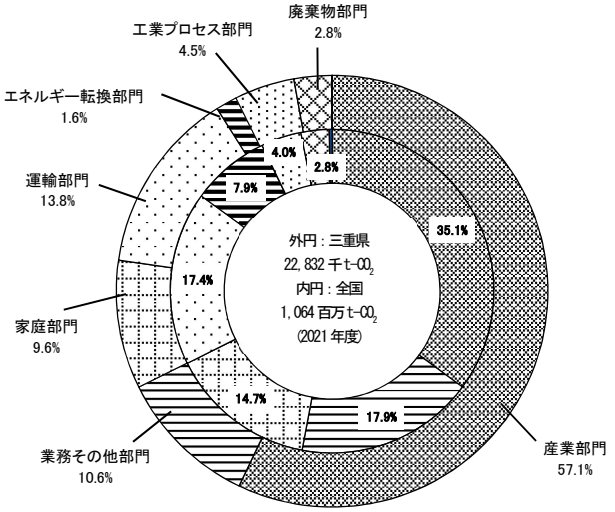

図２　三重県および国における二酸化炭素排出量の部門別構成比（2021 年度）

2　課題

（1）脱炭素社会の実現に向け総合計画の目標を達成するため、社会情勢の変化に対応し、県民の皆さん、事業者、市町などさまざまな主体と連携した県民運動として取組を加速させるとともに、事業者の自主的な取組を促進する必要があります。県自らも県有施設への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減に係る積極的な取組が求められます。

（2）地球温暖化による気候変動影響は避けられない状況であり、被害を最小化あるいは回避し、安全・安心で持続可能な社会を構築するために、気候変動やその影響を把握し発信することで、それぞれの主体における熱中症対策を含めた「適応」の取組を促進する必要があります。

（3）環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、引き続き、四日市公害の歴史等をふまえつつ、気候変動など近年の課題も含め、環境教育・環境学習に取り組む必要があります。

（4）太陽光や風力等の再生可能エネルギー発電設備の導入については、脱炭素社会の実現に資するものですが、大規模な開発を伴う事業は、自然環境や生活環境に影響が生じる可能性があるため、適切な環境配慮が行われる必要があります。

3　今後の取組方向

（1）脱炭素社会の実現

脱炭素社会の実現に向け、国が新たに進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」の県内での展開と、その定着を図るため、事業者、市町、三重県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、省エネ家電、電気自動車、自家消費型太陽光発電設備等の社会実装につなげる取組を行います。

事業者の自主的な温室効果ガス削減取組を促すため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づき、地球温暖化対策計画書の進捗状況や脱炭素への取組状況についてヒアリング調査等を行うとともに、脱炭素経営に取り組む意欲のある中小企業等に対して、中長期的な温室効果ガス排出削減目標の設定等の支援を行います。

県の事務事業における温室効果ガス排出削減対策として、県有施設へ自家消費型太陽光発電設備と公用車に電気自動車を導入し、使用電力の脱炭素化と電気自動車の運行に太陽光発電による電力を活用するゼロカーボンドライブの取組を進めます。

また、県民、事業者、有識者等で構成する「三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会」において、総合計画の進捗状況等を評価し、進行管理を行います。

（2）気候変動影響への適応

本県の気候変動やその影響について、三重県気候変動適応センターを拠点とし情報収集・整理および分析を行い、気候変動影響や適応に関する県民の皆さんの理解を深めるための取組を進めるとととともに、市町と連携し熱中症対策に取り組みます。

（3）環境教育・環境学習の推進

県環境学習情報センター等において、知識だけでなく体験を通じて、環境問題への気づき、環境配慮への行動を促進するような環境教育・環境学習に取り組みます。

（4）再生可能エネルギーと環境配慮

太陽光や風力といった再生可能エネルギーの導入にあたって、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業については、「環境影響評価法」および「三重県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント制度を適切に運用することで、環境配慮の取組を促進します。

13　生活環境の保全について

大気・水環境課

１　大気環境

（１）現状

大気環境の状況把握のため、県内 30 か所の測定局において、常時監視を行っています。令和５年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびＰM2.5 については、全ての測定局で環境基準を達成する見込みです。しかし、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準を達成していません。

県北部では、「大気汚染防止法」の総量規制地域と「自動車ＮＯｘ・ＰM法」の対策地域が指定されています。その対策地域内の全ての測定局において、二酸化窒素等は平成 24 年度から 12 年連続で環境基準を達成する見込みです。

（２）課題

令和５年度は、光化学スモッグ予報を３回発令しており、今後も大気環境については注視していく必要があります。

自動車ＮＯｘ・ＰM対策については、大気環境基準の達成状況をふまえ、引き続き、対策地域の指定解除に向けた調査・検討が必要です。

（３）今後の取組方向

引き続き、大気の常時監視を実施するとともに、予報発令等の迅速な情報提供に努めます。また、工場・事業場へはコンプライアンスの徹底と光化学オキシダントの主原因物質の削減を指導します。

自動車ＮＯｘ・ＰM対策については、引き続き、国と連携し、対策地域の指定解除に向けた調査・検討を進めるとともに、対策地域内の関係住民や事業者等のステークホルダーとの調整等を行っていきます。

２　水環境

（１）現状

令和５年度の環境基準達成率（速報値）は、河川（ＢＯＤ）は 93.5%（58／62 水域）、海域（ＣＯＤ）は 75.0%（６／８水域）でした。河川（ＢＯＤ）における環境基準達成率は、近年 90%以上で推移しています。また、海域（ＣＯＤ）における環境基準達成率についても改善傾向にありますが、閉鎖性水域である伊勢湾では、毎年、広範囲で貧酸素水塊が発生している状況です。

環境基準の達成と生物生産性・生物多様性とが調和・両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、令和４年 10 月に策定した「第９次水質総量削減計画」に基づき、関係機関連携のもと、下水処理場における栄養塩類管理運転の試行やその効果検証等、総合的な水環境管理施策に取り組んでいます。各種施策の進捗管理は、関係部局で構成する「三重県『きれいで豊かな海』協議会」で行っています。

下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいて進捗管理をしており、令和４年度末の整備率は89.0%となりました。本県では、生活排水処理施設のうち、合併処理浄化槽が23.6%（令和４年度末）と、全国平均の 9.4%と比べて大幅に高く、生活排水対策において大きな役割を担っています。

海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助金を活用し、発生抑制対策や海岸管理者等（県、市町等）による回収・処理事業を進めています。また、伊勢湾内の海洋ごみは、流域圏全体で発生していることから、東海三県一市で構成する「海洋ごみ対策検討会」において、周知啓発や環境団体等との連携による発生抑制対策を進めています。さらに、広域的な対策を推進するため、令和６年３月には、岐阜県、愛知県、三重県の三県が共同し「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を策定しました。

（２）課題

第９次水質総量削減計画に基づき、関係機関と連携し、「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均92.9%（令和４年度末）と比べると依然として低い状況にあります。特に単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいません。

海洋ごみ対策を進めるためには、引き続き、行政だけでなくＮＰＯや民間団体等のさまざまな主体が連携して、内陸域を含めた広域的な発生抑制対策を推進することが重要です。

（３）今後の取組方向

「きれいで豊かな海」の実現に向け、引き続き、「三重県『きれいで豊かな海』協議会」において、関係機関と連携し、科学的な見地からの各種調査・研究、陸域からの汚濁負荷の適正な管理のほか、藻場・干潟および浅場の保全・再生等の各種取組の着実な実施と進捗管理を行っていきます。

生活排水処理施設の整備については、関係部局や市町と連携して進めるとともに、引き続き、県費による上乗せ補助による合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

海洋ごみ対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、引き続き、国の補助金を活用して海岸漂着物の発生抑制対策および回収・処理を推進していきます。また、「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、実態調査や県民による一斉清掃に取り組むなど、さまざまな主体と連携した伊勢湾流域圏で広域的な発生抑制対策を推進していきます。

３　土砂対策

（１）現状

土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止および生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和２年４月施行）（以下「土砂条例」）の許可審査と、環境生活部、農林水産部および県土整備部の三部が連携し、不適切な事業者への監視指導を行っています。

（２）課題

崖崩れまたは土砂の流出による災害の防止を目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」）が、令和５年５月 26 日に施行されました。土砂条例にも土砂の流出による災害を防止するための規定が含まれていることから、土砂条例の規制のあり方について整理が必要です。

（３）今後の取組方向

引き続き、土砂条例における許可申請について厳正な審査を行うとともに、農林水産部および県土整備部と連携して、不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう指導を行っていきます。

また、盛土規制法に基づき定められる区域指定の状況等をふまえ、土砂条例の規制のあり方について検討していきます。

４　水道事業における基盤強化

（１）現状

令和元年 10 月に施行された改正水道法において、県の責務として、水道事業の基盤強化に関する施策の策定等が規定されました。県では、県内市町水道事業者および企業庁を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」（以下「協議会」）の意見を踏まえ、令和５年３月に「三重県水道広域化推進プラン」を策定するとともに、協議会内に設置したワーキンググループで基盤強化に向けた取組を検討しています。

（２）課題

市町水道事業者では、人口減少に伴う料金収入の減少および水道熟練職員不足により、今後増大する管路等の耐震化・老朽化対策を進めるための資金や人材の確保が課題となっており、水道事業の基盤強化が求められています。

（３）今後の取組方向

水道事業の基盤強化を推進するため、ワーキンググループで検討している広域化の取組について、県でシミュレーションを行い、その実現に向けた検討を進めます。

また、市町の水道職員を対象とした研修会等を開催し、技術力の確保や災害時の危機管理対応力の向上に取り組みます。

別紙

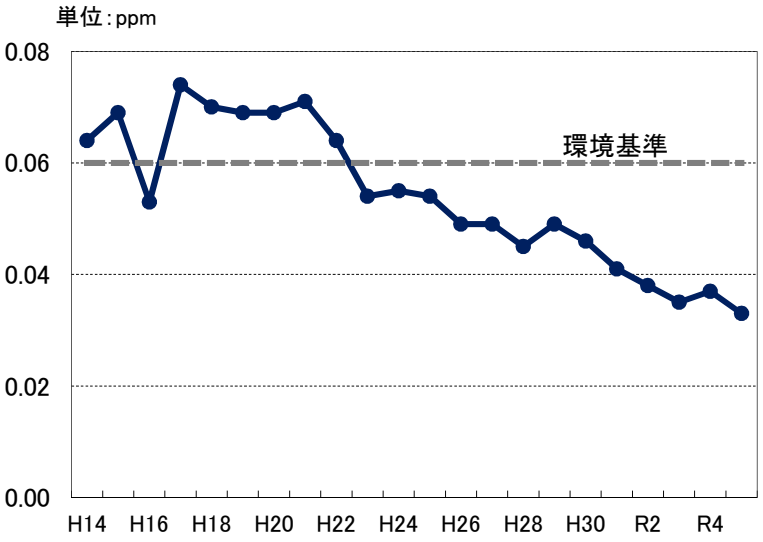

図１【大気環境】四日市市納屋局の二酸化窒素濃度の推移
※R5 年度測定結果は未確定のため見込みです

図2【大気環境】
自動車NOx・PM法対策地域

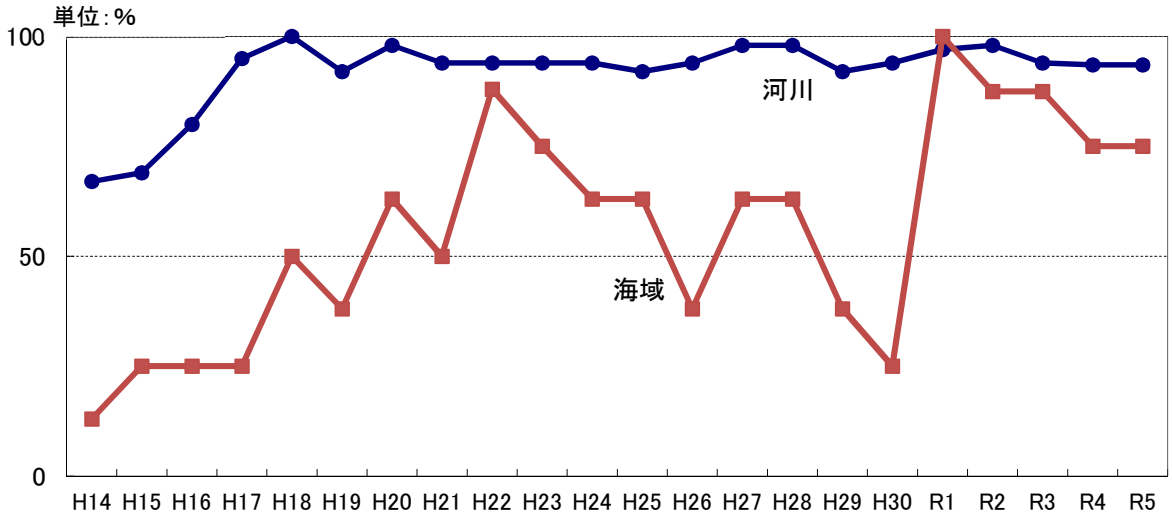

図3【水環境】三重県の環境基準達成状況の推移 ※R5年度測定結果は未確定のため見込みです

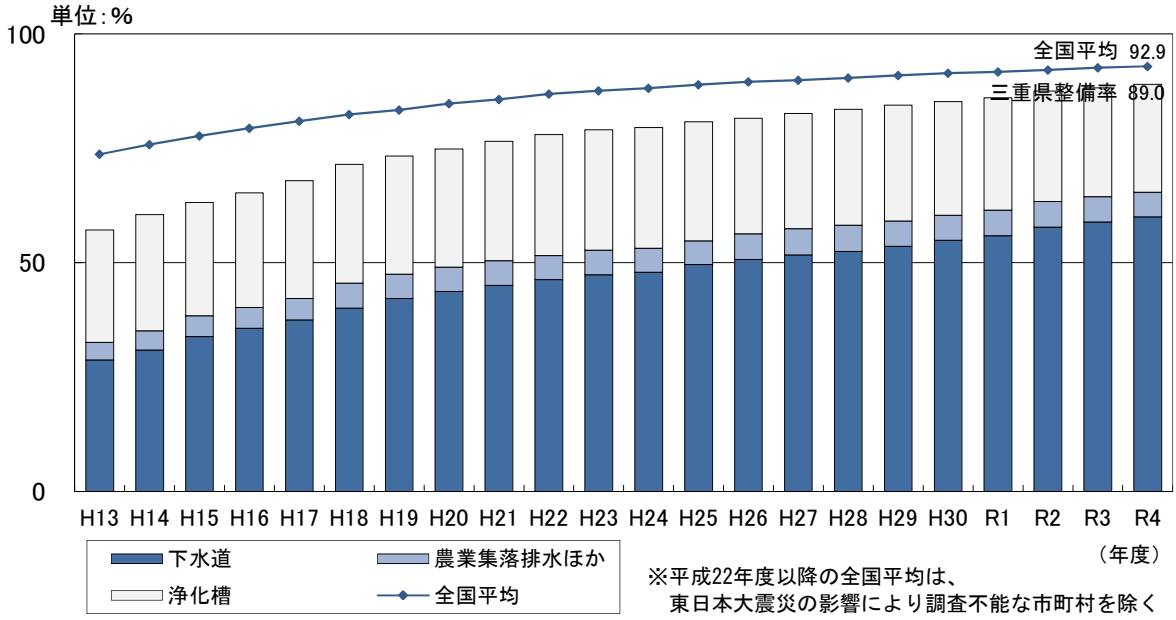

図4【水環境】三重県の生活排水処理施設整備率の推移

14　循環型社会の構築について

資源循環推進課

１　現状

これまで、大量生産、大量消費型の社会経済活動により発生する大量の廃棄物に対しては、さまざまな主体による３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が進められ、廃棄物の最終処分量は大幅に減少してきました。

近年、世界的な人口の増加や新興国における経済成長に伴う天然資源の需要の増加により、今後、資源制約の深刻化が見込まれることから、限りある資源の有効活用が求められています。また、世界的な海洋プラスチックごみ対策や脱炭素化の動きが加速しています。国においては、循環経済への国家戦略として「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定が進められています。

県では、持続可能な循環型社会の構築をめざし、令和３年３月に「三重県循環型社会形成推進計画」（令和３年度～令和７年度）を策定し、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、資源循環の取組を進めるため、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めています。

２　課題

持続可能な循環型社会を構築するために、これまでの３Ｒに Renewable（再生可能資源への代替）を加えた「３Ｒ＋Ｒ」の取組を進め、資源の有効利用を一層進めることが求められます。このため、循環関連産業の振興による経済発展と、地球温暖化の加速などの環境変化をふまえたプラスチックごみ対策や食品ロスの削減といった社会的課題の解決の両立に向けて取り組む必要があります。

また、大規模災害時に発生する災害廃棄物対策の強化・充実や、依然として後を絶たない産業廃棄物の不法投棄の未然防止等、廃棄物処理の安全・安心の確保に向けた取組を進める必要があります。

３　今後の取組方向

持続可能な循環型社会の構築をめざし、引き続き、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、ＮＰＯ等のさまざまな主体とのパートナーシップを強化し、廃棄物の「３Ｒ＋Ｒ」の促進や廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組みます。

「みえ元気プラン」で進める７つの挑戦として、大規模災害発生後、速やかに復旧・復興が進むよう、災害廃棄物処理体制の強化を図るとともに、脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興を図るため、CO_2削減のための高度な技術を活用したリサイクル等の取組を促進します。

また、国の新たな「循環型社会形成推進基本計画」の内容や社会経済の情勢を踏まえ、次期「三重県循環型社会形成推進計画」の策定に向け、調査・検討を進めます。

（１）パートナーシップで取り組む「３Ｒ＋Ｒ」

市町や関係団体と連携し、市町のごみ分別アプリやＳＮＳを活用するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に関する普及啓発を実施します。

また、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者の資源のスマートな利用を促進します。

ＲＤＦ関係団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行については、ポストＲＤＦに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行います。

（２）循環関連産業の振興による「３Ｒ＋Ｒ」の促進

産業廃棄物税を財源として、県内の産業廃棄物排出事業者や産業廃棄物処理業者による積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、温室効果ガスの排出削減等に係る研究開発や設備機器の設置等に係る支援を行います。

また、資源循環と経済の好循環を生み出すよう、経営者層や担当者といった階層ごとの人材育成、ＤＸの推進等に取り組みます。

（３）廃棄物処理の安全・安心の確保

大規模災害時においても災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、実際に廃棄物を搬入する仮置場候補地において、市町や関係団体とともに設置や運営の実地訓練を実施するなど、現場対応力を高める人材育成を進めます。

また、排出事業者責任の徹底、ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物等の適正処理、ＩＣＴをはじめとした新しい技術を活用した監視・指導など、廃棄物処理の安全・安心の確保に向けた取組を推進します。

（４）廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

プラスチックの使用削減に向けた取組を進めるとともに、令和５年度に構築したマッチングシステムの普及・運用を通して、事業者によるマテリアルリサイクルの促進を図ります。

また、事業者、市町と連携し、家庭等で使用した食品トレイを小売店等において高品質かつ効率的に回収し、再び食品トレイにリサイクルする「トレイ to トレイ」のモデル事業を実施し、高品質かつ効率的なリサイクル事業の実施に向けた検討を進めます。

海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いＳＮＳアプリを活用したごみ拾いの見える化など、楽しみながらできる取組を通じて散乱ごみ対策を進めます。

食品ロスの削減については、まだ食べられる食品の活用により生活困窮者等を支援する三重県食品提供システム「みえ～る」の運用拡大の取組や、小売店舗等と連携した普及啓発を進めます。

さらに、廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルについて、再生資源の活用に向けた潜在的な需要量の把握調査を実施するとともに、関連事業者との意見交換の場を通じ、高度なリユース・リサイクル事業への新たな参入を促進します。

（５）人材育成とＩＣＴの活用

事業者等を対象に、資源の循環的な利用やＩＣＴの活用を促進するため、「資源循環セミナー」等を開催します。

15　産業廃棄物の適正処理の推進について

廃棄物対策課

１　排出事業者責任の徹底

（１）現状

排出事業者が自らの責任で産業廃棄物を適正に処理することができるよう、より信頼性の高い産業廃棄物処理業者を選定しやすい環境の整備に向けて、遵法性や事業の透明性が高く、財務体質が健全である優良な処理業者を認定する優良産廃処理業者認定制度の活用に取り組んでいます。

（２）課題

県内の産業廃棄物の適正処理による安全・安心を確保するためには、排出事業者による優良認定処理業者への処理委託をより一層促進させることが必要です。また、現状において、県内で優良認定を取得している産業廃棄物処理業者数が十分でないことから、処理業者に対して取得の働きかけを行っていく必要があります。

（３）今後の取組方向

排出事業者に対して、立入検査や事業者向けセミナー等の機会を利用し、優良認定処理業者の活用を働きかけるとともに、産業廃棄物処理業者に対しては、許可更新時に認定要件を満たすことができるよう個別に助言等を行うことで認定取得を促進します。

２　ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理の推進

（１）現状

ＰＣＢは人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「ＰＣＢ特措法」）に基づき、ＰＣＢ廃棄物を早期に確実に処理する必要があります。

ＰＣＢ廃棄物のうち、県内で長期に保管されていた高濃度ＰＣＢ廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）にあらかじめ登録のうえ処理することとされており、令和６年２月末までに全て処理されました。

また、低濃度ＰＣＢ廃棄物については、ＰＣＢ特措法に定める令和９年３月末の処分期限に向けて、適正処理の指導等に取り組んでいます。

低濃度ＰＣＢ廃棄物の保管事業場数

時　点	届出事業場数※	処理を完了した事業場数	処理完了割合
令和５年３月末時点	2,017	1,533	76.0%

※ＰＣＢ特措法が施行された平成１３年度以降の累計

（２）課題

高濃度ＰＣＢ廃棄物については、ＪＥＳＣＯの登録期限とされた令和５年 11 月以降に新たに９事業場（令和６年３月末時点）で発見され、これらは処分先が確保できないことから、国の処理方針が示されるまで、事業者に保管基準に基づき管理させる必要があります。

また、低濃度ＰＣＢ廃棄物については、ＰＣＢ特措法に定める令和９年３月末の処分期限までに、保管事業者が計画的に処理を完了させる必要があります。

（３）今後の取組方向

新たに発見された高濃度ＰＣＢ廃棄物については、立入検査等により保管状況を確認するとともに、保管事業者に対し適正な管理を指導していきます。

また、低濃度ＰＣＢ廃棄物については、引き続き、立入検査等により保管事業者に対し早期処分及び処分するまでの間の適正な保管を指導していきます。

３　環境修復後の産業廃棄物不適正処理事案への対応

（１）現状

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理により生活環境保全上の支障等が生じた４事案（桑名市五反田事案、四日市市内山事案、四日市市大矢知・平津事案および桑名市源十郎新田事案）については、令和５年３月末までに対策工事が完了し、地域住民の安全・安心を確保するためのモニタリング等を実施しています。

（２）課題

環境修復を行った４事案については、廃棄物の全量撤去は行わずに対策工事を完了したことから残置廃棄物由来の潜在的な汚染リスクが残るため、今後もモニタリング等を継続して実施する必要があります。

また、原因者に対して、行政代執行に要した費用を求償していく必要があります。

（３）今後の取組方向

引き続き、周辺地下水等の水質モニタリングや対策工事で設置した工作物の定期的な点検等を実施し、生活環境保全上の支障等が生じていないことを確認することにより、地域住民の安全・安心を確保していきます。

また、原因者への費用求償については、財産調査や面談を定期的に実施し、可能な限りの回収に努めます。

16　産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

１　現状

令和５年度に産業廃棄物の適正処理に向けて行った監視・指導活動は、監視件数 3,369 件、行政指導件数 1,550 件でした。このうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた命令等の行政処分は 16 件で、厳正な監視・指導活動を実施しています（表１）。

しかしながら、産業廃棄物の不法投棄事案は後を絶たず、中でも建設系廃棄物の不法投棄事案が目立ち、最近５年間では発生件数で約 64%、投棄量で約 88%となっています。投棄量 10 トン以上の事案でも大半を建設系廃棄物が占め、年間８件から 13 件で推移しています（表２）。

表１　監視・指導状況の推移（地域機関分を含む）　（単位：件）

年度	R 元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
延べ監視件数	3,455	3,780	3,668	3,298	**3,369**
指導件数	2,274	2,239	1,988	1,582	**1,550**
文書発出数	175	273	175	144	157
行政処分数	19	25	18	17	**16**
改善命令	0	0	2	0	2
措置命令	0	0	0	0	0
事業停止命令	6	17	13	9	6
事業許可取消	6	4	2	6	7
施設使用停止命令	5	4	1	0	0
施設許可取消	2	0	0	2	1
告発	1	0	1	0	0

表２　新たに確認された不法投棄事案の推移　（単位：件、（数量トン））

年度	R 元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	計
確認事案数	58 (831)	40 (792)	34 (988)	53 (509)	40 (676)	225 (3,796)
うち建設系廃棄物等	39 (814)	28 (780)	24 (971)	34 (339)	19 (420)	144 ※1 (3,324)
未撤去数(R6.3 末)	22 (363)	12 (292)	17 (490)	26 (343)	31 (555)	108 (2,043)
投棄量 10t 以上事案数 ※2	13	8	12	14	12	59
うち建設系廃棄物等	13	8	12	11	8	52

※１　建設系廃棄物の割合：64%(144 件/225 件)、88%(3,324 トン/3,796 トン)

※２　10t 以上事案には、全容確認中であっても明らかに 10t を超えるものを含む

２　これまでの取組

（１）悪質な事案への対応と関係機関等との連携

悪質な産業廃棄物の不適正処理事案に対応するため、平成５年度から警察官を配置し、現在は 21 名体制（うち警察からの出向者４名、警察ＯＢ７名）で事案に対処しています。

また、間隙のない監視体制を構築するため、民間警備会社への休日・早朝監視の委託、市町職員への「産業廃棄物にかかる立入検査証」の交付、民間業者との通報協定の締結（令和５年度 21 事業者）、近隣県市との合同路上監視等、さまざまな主体との連携に取り組んでいます。

さらに、不法投棄事案の早期発見・早期是正を図るため、防災ヘリ等を活用したスカイパトロール、監視カメラやドローンを活用した現場監視、令和４年度からは現場の位置情報や画像情報を正確に把握できる不法投棄通報システム（廃棄物スマホ１１０番）を運用しています。

（２）建設系廃棄物対策

建設系廃棄物の不法投棄等を未然防止し、適正処理を確保するため、解体工事現場への集中的なパトロールによる指導、関係法令周知のための研修会の開催などにより、排出事業者（元請業者）責任の徹底を図っています。

令和３年度からは、毎年、解体工事に係る建設業関係機関・団体が参画する「解体工事に係る連絡調整会議」を開催し、解体廃棄物の適正処理等に向けた協議・検討を進めています。

また、解体工事に係る法令による規制などを分かりやすく解説した「法令周知マンガ」を解体工事業者に配付し、法令遵守の徹底を図る取組を進めています。

３　課題

（１）悪質な事案への対応と関係機関等との連携

新たに確認される不適正処理事案数は、横ばいで推移していることから、引き続き、厳正な監視・指導活動を行うとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を維持・強化し、悪質な事案に対処していく必要があります。

また、事案の早期発見・早期是正を図るため、ＩＣＴをはじめとする新しい技術の導入・活用を進めていく必要があります。

（２）建設系廃棄物対策

建設系廃棄物が不法投棄される要因に、解体工事が重層的な構造によって行われることで、廃棄物の処理責任が曖昧になることがあげられます。

また、廃棄物処理法違反により廃棄物処理業の許可を取り消される等の処分を受けた事業者が、処分後も解体工事に関与して同様の違反を繰り返す事例もあります。

悪質な事業者に解体工事が発注されることを防ぐため、排出事業者責任や解体工事業者の法令遵守の徹底、不適正処理の行為者に対する厳格な対応を進めていく必要があります。

４　今後の取組方向

（１）悪質な事案への対応と関係機関等との連携

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案に対応するため、監視カメラによるリアルタイムな現場状況の把握、ドローンによる上空からの広範囲な監視など、引き続き、効率的かつ効果的な監視・指導活動に取り組みます。

また、廃棄物スマホ１１０番を活用した通報の周知啓発、市町や通報協定を締結している事業者と連携・協働した活動をとおし、さまざまな主体の取組を促進させます。

特に悪質な事案に対しては、警察をはじめとする関係機関と連携して、違反行為の中止や早期是正、速やかな行政処分の実施など、厳正な対処に継続して取り組みます。

今年度は、新たに不法投棄が多発する区域を対象として小型監視カメラや警告看板の設置等による重点的な監視を行い、不法投棄の未然防止に取り組みます。

（２）建設系廃棄物対策

排出事業者責任や解体工事業者の法令遵守の徹底を図るため、引き続き、「解体工事に係る連絡調整会議」や研修会を開催するとともに、外国語版「法令周知マンガ」の作成・配付など、排出事業者（元請業者）、下請け業者のコンプライアンス意識向上につながる取組を進めます。